

農林水産省補助事業

米国・英国における 日本産米の流通構造・消費実態調査

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューヨーク事務所

ロサンゼルス事務所

ロンドン事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

日本産米の世界への輸出は、2015年に22億円（7,640トン）を超え、前年比で56%増加した。その輸出先は香港やシンガポール、台湾等アジア地域が中心だが、今後他の地域への日本産米輸出も大きな可能性があると考えられている。

そこでジェトロでは、今後、日本産米の有望市場と考えられる米国、およびEUのうち日本産米の輸出量が最も多い英国において、日本産米の流通経路や段階別のコスト等の流通構造、および日本産米の主な小売・外食等での消費実態を調査した。

本調査結果が、米国および英国向け日本産米をはじめとする日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューヨーク事務所

ロサンゼルス事務所

ロンドン事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

目次

【米国編】	3
1. 日本産米の流通構造.....	3
1-1 日本産米の取扱事業者.....	3
1-2 競合品（他国・現地産）の状況.....	5
1-3 日本産米の流通（物流）経路、時間.....	6
1-4 日本産米の流通費用.....	7
1-5 流通面から見た日本産米輸出の課題.....	8
2. 小売・外食等における日本産米の消費実態.....	9
2-1 概況	9
2-2 小売における日本産米の消費実態.....	12
2-3 外食における日本産米の消費実態.....	15
2-4 消費面から見た日本産米輸出の課題.....	18
3. 参考情報	19
3-1 生産量、消費量、輸出入実績.....	19
3-2 日本からの輸出実績.....	22
3-3 輸入に関する制度・規制.....	23
【英国編】	28
1. 日本産米の流通構造実態.....	28
1-1 日本産米の取扱事業者.....	28
1-2 競合品（他国・現地産）の状況.....	29
1-3 日本産米の流通（物流）経路、時間.....	29
1-4 日本産米の流通費用.....	31
1-5 流通面から見た日本産米輸出の課題.....	33
2. 小売・外食等における日本産米の消費実態.....	34
2-1 概況	34
2-2 小売における日本産米の消費実態.....	36
2-3 外食における日本産米の消費実態.....	37
2-4 消費面から見た日本産米輸出の課題.....	37
3. 参考情報	38
3-1 生産量、消費量、輸出入実績.....	38
3-2 日本からの輸出実績.....	43
3-3 輸入に関する制度・規制.....	45

【米国編】

日本から米国へのコメの輸出量は2015年に急増し、322トンとなったところである。米国のうち、特に主要な消費地の1つであり多様な食文化を持つニューヨークを中心に、日本産米の流通構造および消費の実態を把握すべく、現地食品商社、食料品店等の関係者にヒアリング等を実施した。

1. 日本産米の流通構造

1-1 日本産米の取扱事業者

(1) 商社

ニューヨークエリア（ニューヨーク、ニュージャージー、コネティカット州）において日系商社は5社あるが、現在日本産米を取り扱っている日系商社（卸売業者）は4社である（表1-1）。残りの1社（商社E）は2012年を最後に日本産米は扱っていない。

商社Aのニューヨークエリアでの卸先は、市内の日本食レストランや日本食料品店、ボストンの日本食料品店等である。しかしながら、日本産米は数量、売り上げともコメ全体の0.05%ほどという。商社Bは、今後日本産米に力を入れていく予定で、すでに試験的に小売店に卸し始めている。

日系商社5社すべてで米国産米の取り扱いがあるが、なかでも3社はカリフォルニア産の自社ブランド米をメインに販売している。米系やアジア系小売店によく置かれている中粒種は日系商社が卸しており、カリフォルニア産日本品種米¹の多くは日系商社が扱っている。米国産以外のコメについては、商社Cがウルグアイ産米をレストラン等に卸している以外は特になかった。商社Dは一時ベトナム産のカルローズ²を取り扱っていたが、売り先がなく取りやめている。

一方、日系以外で日本産米を取り扱っている韓国、中国等のアジア系、米系（非アジア系）商社は見つからなかった。米系や中国系でカリフォルニア産のカルローズを扱っているところはあるが、日本産米を常に仕入れていると答えた商社はなかった。

また、西海岸地域でも同様に、日本産米を取り扱う事業者は日系に限定されている。

¹ 日本の品種（コシヒカリやひとめぼれ等）を現地で生産したもの。カリフォルニア産日本品種米の例としては、「田牧米」等がある。

² カリフォルニア州で作られた中粒種のコメ。ジャポニカ米。

表 1-1 主要日系 5 商社の日本産米取り扱い状況

商社	取り扱い日本産米例	出荷量 (左記にあげる例以外の 日本産米も含む)
A	コシヒカリ(新潟県、富山県)、あきたこまち(秋田県)	約2,000kg/年
B	ゆきん子舞(新潟県)、コシヒカリ	非公表
C	あきたこまち(秋田県)、コシヒカリ(山形県)、ササニシキ	非公表
D	<レストラン向け>	
	コシヒカリ(島根県)、日本産ブレンド米(宮城県、佐賀県)、笑みの絆(茨城県)等	630kg/月
	<小売店向け>	
	仁多米(無洗米・島根県)、笑みの絆(茨城県)、コシヒカリ(有機・茨城県)、ミルキークイーン(有機・茨城県)、コシヒカリ(玄米・新潟県)等	1,060kg/月
E	日本産米は現在取り扱っていない。	-

(出所) 各社へのヒアリング結果よりジェトロ作成

(2) 小売店

ニューヨークエリアにある日系の日本食料品店は程度の差はあれ、ほとんどが日本産米を販売している。

ただし、どの店も数量・売り上げ的にはカリフォルニア産米が圧倒的で、日本産米はコアなファンがいるから置いているのだという。郊外の日本食料品店では、日本産米はすべてのコメの売り上げの1%ほどに過ぎないという。

日本産米を販売している非日系の小売店は皆無に近く、韓国系大手スーパーマーケットが日系商社から仕入れている日本産米を販売している程度で、中国系でも常に日本産米を置いている店は見当たらない(詳細2-2)。日本食品を販売している大手米系スーパーマーケットでもカリフォルニア産米が販売されているが、日本産米は取り扱っていない。一般スーパーマーケットに置いてあるのは、中粒種等のカリフォルニア産米である。

(3) 外食

レストランで日本産米を使っている店は、ほぼ日本食レストランに限られる。マンハッタンでは一部の高級日本食レストラン、日本の味にこだわる消費者向けの飲食店で日本産米が使われている。

日本食レストランでも、中級、カジュアルレストランではほとんど日本産米は使われておらず、大半がカリフォルニア産米だ。寿司店でも、カリフォルニア産米を使用している

ところが多い。その理由は、低価格であり、味も日本産米と比べてそれほど遜色がないからだという。

また、日本食レストラン以外となると、日本産米を使っているところは非常に少ない。米国料理レストランのなかには日本産米を使用しているところもあったが、韓国レストランや中華料理店では、提供する料理に合わせるため、ほとんどがカリフォルニア産米や長粒種米を使用している。

1-2 競合品（他国・現地産）の状況

（1）短粒種

コメにはコシヒカリ、あきたこまち等のジャポニカ系と呼ばれる短粒種、カリフォルニアが発祥のカルローズ等の中粒種、中華料理だけでなく米国では幅広く料理に使われる長粒種がある。

日本産米と競合するのは、主に短粒種だ。2014年における米国全体の短粒種の生産量は10万3,000トン。うち10万トンがカリフォルニア州で、残り3,000トンがアーカンソー州で生産されている（USDA, National Agricultural Statistics Service より）。サンフランシスコから車で2時間ほどの距離にあるサクラメントバレーが、コメ生産の中心地となっている。

日本品種米として売られるコメの品種としては、コシヒカリが多い。このなかでも、1974年にカリフォルニア州の国府田農場で1年間実習後、帰国し米国式の大規模稲作経営に取り組み、1989年に再びカリフォルニアに渡米しコメ作りを開始した田牧一郎氏が、日本式の栽培と精米技術を導入して手がけた「田牧米」は、カリフォルニア産米で最も日本産米に近いとの声が聞かれる。値段もカリフォルニア産米のなかでは最上位だ。ある小売店の店頭価格でみると、「田牧米ゴールド」（新米）の15ポンド（約6.8キロ）サイズが36ドル99セント（1キロ当たり5ドル44セント）である。

田牧米は、マンハッタンの日本人経営寿司店でもよく使われている。また日本食料品店では、必ずといってよいほど販売されている。

日本食料品店でよく販売されている日本品種米は、田牧米のほか、「かがやき」「玉錦」等だ。店の担当者からは「かがやき」はパッケージが良いとの声が聞かれる。価格は田牧米ゴールドよりやや安く、15ポンド（約6.8キロ）サイズが32ドル99セント等となっている。「玉錦」は同サイズが27ドル99セントほどで販売されることがある。

（2）中粒種・長粒種

日本産米と競合するものとしては、中粒種も無視できない。「錦」や「ボタン」、「國寶ローズ」等の中粒種は日本食料品店だけでなく、アジア系、米系の小売店でもよく見かけ、

米系大手小売スーパーマーケットのウェブサイトでも販売されている。中粒種では、アジア系に圧倒的人気なのが「錦」であり、短粒種に比べて値段が安い。アジア系小売店によく置いてあるのは、第二次世界大戦前に米国に渡った福島県出身の国府田敬三郎氏により作られたオーガニック米「國寶ローズ」（國府田農場）である。また、カルローズの「ボタン」もアジア系の店でよく見かける。

また、カルローズは日本食レストランでもよく使われている。アジア系のみならず、日常的に食べている日本人や、自宅で寿司を作る際に使っている米国人は一定数存在すると推測され、日本産米の競合品と考えられる。中粒種の生産もカリフォルニア州がトップで、2014年の全米生産量255万8,000トンのうち、156万5,000トンと半分以上を占めている。以下アーカンソー州73万2,000トン、ルイジアナ州22万トンと続く（USDA, National Agricultural Statistics Service より）。

ある日系商社によると、カリフォルニア産米は中粒種等を韓国レストランに、短粒種を日本食レストランに卸している。

中華料理店のメニューで使用するのは長粒種がほとんどであるため、日本品種米等の短粒種やカルローズ等の中粒主種も使うことはない。なお、米国で最も生産量が多いのは長粒種で、2014年で736万5,000トンである。

1-3 日本産米の流通（物流）経路、時間

日本産米が、日本の生産者／卸売業者からニューヨークの消費者に届くまでに辿る経路および日数については、表1-2のとおりである。日本からニューヨークの小売店舗に並ぶまでに、最低でも2カ月半は必要である。

そのため、レストラン関係者のなかには、在庫が切れて仕入れようとしてもすぐには仕入れることができない、との声がある。とはいえ、需要の観点から、仕入れた日本産米を計画通りに使い切っている店は少ないようである。

表 1-2 日本産米の流通経路および要する時間

流通(物流)経路	所要時間 (日数)	備考
生産者／(卸売業者) ↓ 輸出業者(保税倉庫)	10日	生産者、農協、精米会社、卸売業者が保税倉庫への輸送。書類作成、ラベル作りで4～5日、輸送で1日、ラベル貼り1日、保税倉庫搬入1日。
保税倉庫 ↓ 通関(日本国内主要港)	10日	検査7日、コンテナに詰め込み船搬入に3日。
海上輸送	25～35日	コンテナで海上輸送。
通関(港) ↓ 輸入業者	5日ほど	米国通関(US Customs clearance)のほか、米食品医薬局(FDA)、米国農務省(USDA)の検査が入る。
輸入業者 ↓ 小売業者(スーパー等)	7日ほど	小売業者の注文に基づき、輸入業者が小売店舗まで配送。ニューヨークから送るため、ボストンやワシントンDCはさらに日数が必要。
小売業者(スーパー等) ↓ 一般消費者		日本からニューヨークの小売店舗に並ぶのに最低2カ月半は必要。

(注)表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり、全ての業者に当てはまるものではない。

(出所) 各社へのヒアリング結果に基づきジェトロにて推計の上作成

1-4 日本産米の流通費用

全米のコメの耕作面積は110万ヘクタール以上、1生産者当たりの耕作面積は平均160ヘクタールになる。買い付けを行っている日系商社の話では、コメ農家のほとんどが米国人(白人)の経営で、「國寶ローズ」を作っている日系の國府田農場(Koda Farms、カリフォルニア州サン・ホアキンバレー)や精米も行う田牧米のタマキライス社(Tamaki Rice Corporation)等は例外だという。カリフォルニア産米を日系商社が仕入れる際には、農家のコメを、精米・パッキングとマーケティングを行う会社から仕入れるのが基本となる。

日本産米の流通費用については、例を以下に挙げる(表1-3)。品種は同じコシヒカリである。例に挙げたものは比較的安い日本産米であるが、FOB価格で1キロ当たり3ドル13セントと、カリフォルニア産の仕入れ値2ドル5セントよりも、この時点で価格が高い。さらに、ニューヨークからボストンやワシントンDC等に運ぶ場合は、別途運送費がかかる。日本産とカリフォルニア産で大きな違いがあるのは、マージンだ。カリフォルニア産米が20～30%であるのに対し、日本産の場合は30～35%だ。カリフォルニア産米においては、卸業者のマージンが20%以下の場合もあるという。

表 1-3 日本産米およびカリフォルニア産米の流通段階別コスト比較

項目	ある日本産米をニューヨークで売る場合		あるカリフォルニア産米をニューヨークで売る場合	
FOB	\$3.13/kg	FOB価格(¥375/kg)	-	
仕入値	↓	輸入費用: \$0.23/kg加算 (* コメの関税は \$0.014/kg)	\$2.05/kg	精米会社より仕入れ (\$13.88/15LBS)
	\$3.36/kg		↓	運送費(コンテナトラック)等の費用 \$0.27/kg(\$1.80/15LBS)加算
	↓	卸業者マージン30~35%加算 * 他都市へは別途輸送費が加算	\$2.32/kg	(\$15.68/15LBS)
卸 値	\$4.37~4.54/kg		↓	卸業者マージン20~30%加算
	↓	小売店マージン30~35%加算	\$2.79~3.02/kg	(\$18.81~20.38/15LBS)
小売値	\$5.69~6.12/kg	FOBの1.9倍前後 * 付加価値税はかからない	↓	小売店マージン30%加算
			\$3.62~3.92/kg	仕入値の1.8倍前後 (\$23.63~26.49/15LBS) * 付加価値税はかからない

(注1) 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり、全ての業者に当てはまるものではない。

(注2) 単位換算: 1LB=0.45kg、通貨換算: 1ドル=120円

(出所) 各社へのヒアリング結果に基づきジェトロにて推計の上作成

また、マンハッタンの日系小売店の話では、2012年9月に1ドル=78円だった頃に比べ、円安の影響で日本産米の小売価格がこの3、4年の間に2~3割ほど安くなったという。しかし、「日本産米の売り上げは増えているが、大きく増えたわけではない。今後の為替状況にもよる」という声が聞かれた。

1-5 流通面から見た日本産米輸出の課題

(1) 課題

日本産米を取り扱う事業者は基本的に商社は日系、小売は日本食料店、外食は高級日本食レストランに限定されている。

日本産米の場合、流通時間が最低でも2カ月かかることから、精米後の品質を保つことが難しいことも多い。ある米系スーパーマーケットの担当者は、日本産を扱わない理由として日数を挙げている。精米してから湿り気や香り等がベストの状態を保てる(ベスト・ビフォー・ユーズ)のは60日以内であるが、日本から輸入した場合は、これ以上に時間が経ってしまう。

日本産米は、米国は日本と比べて空気が乾燥しているため、コメが割れてしまうケースが多く、割れたコメ粒だと炊き上がりがかたかたしてしまうことを指摘する業界関係者もいた。一方、カリフォルニア産米は発注後精米し1カ月以内にはニューヨークに届き、先

述のスーパーマーケットでは、田牧ゴールド等は仕入れてから1カ月以内で売ることができる。

また、流通におけるコストにおいて、比較的安い日本産米であっても、FOB 価格が現地カリフォルニア産の仕入れ値よりも価格が高い。カリフォルニア産米に比べて、日本産米はマージンが高く設定されているケースもみられる。

(2) 考えられる方向性

精米を輸送することによる品質劣化を防止する点を踏まえると、現地で精米を行うことが1つの方策と考えられる。

円安の状況に加え、競合品との価格差を縮めるためには、さらに流通段階におけるコストを削減する必要がある。FOB 価格がカリフォルニア産米の仕入れ値より高いということに対しては、古米の活用等が考えられる。



ある日本食料品店ではカリフォルニア産と日本産を並べて販売していた。



あるスーパーマーケットの日本産米コーナー

2. 小売・外食等における日本産米の消費実態

2-1 概況

(1) 米国でのコメの食習慣

米国では白人の27%、アフリカ系の59%、中南米系の47%、アジア系の71%がコメを食べる。米国人全体では31%が味付けされていないコメを食べ、15%が味付けされたコメを食べる。また、米国人全体で平均すると味付けされていないコメを食べるのは月に1.5回、

味付けされたコメは2カ月に1回である³。これはジャポニカ米だけでなく、タイ米等インディカ米も含んだものである。米国全体で見れば日常的にコメが食べられているわけではない。

加えて、カリフォルニア産の短粒種でさえ、コメ消費量のシェアは1~2%以下であると推定される。というのも、米国におけるコメ生産量については、長粒種が70%以上を占めるのに対して、短粒種は1%のみである（表2-1）。

表2-1 米国の品種別コメ生産量とシェア（2014年）

種類	コメ生産高 (トン)	比率
長粒種米	7,365,000	73.4%
中粒種米	2,558,000	25.5%
短粒種米	103,000	1.0%
合計	10,026,000	-

(出所) US Rice Federation⁴ よりジェトロ作成

また、レシピサイト「COOKS.COM」⁵のレシピ投稿数でも、長粒種が3,480件で最多、短粒種レシピのシェアは69件で1.8%にとどまっている。（表2-2）

表2-2 COOKS.COM ウェブサイトの投稿レシピ数

種類	レシピ投稿数	比率
長粒種米	3,480	91.5%
中粒種米	251	6.6%
短粒種米	69	1.8%
合計	3,800	-

(注) 上記サイトで「long grain rice」等のキーワード
検索結果をまとめたもの

(出所) COOKS.COM ウェブサイトよりジェトロ作成

³ Agriculture and Agri-Food Canada 「International Markets Bureau AMERICAN EATING TRENDS REPORT (Rice)」(2012年7月)

⁴ www.usarice-jp.com/market/parts/pdf/date1.pdf

⁵ <http://www.cooks.com/>

以上のように、いずれも 短粒種のシェアが 1~2%以下であることを示している。

一方で、最近は多種多様なコメ製品が発売されている。スーパーマーケットチェーンのトレーダー・ジョーズ (Trader Joe's) はこの 3~4 年間、コメ製品の品揃えを増やしている。ドライ商品は、香り系コメが多く「バスマティライス (Basmati Rice)」は 4 種、ジャスミンライスは 3 種、いずれも 454 グラム袋入りで価格は 5 ドル以下である。

(2) 日本産米

日本食料品店等の話を聞くと、日本産米を買うのは日本人が中心で、次が韓国人等アジア系、白系となり、アフリカ系や中南米系はほとんど見ないという。

マンハッタンにある日本食料品店で日本産米を買っている日本人に、日本産米の購入理由を聞いたところ、「ふっくらしてもちもちとした食感が良い。オーガニックであり、カリフォルニア産米とはすべてにおいて全然違う」との回答だった。別のマンハッタンの日本食料品店で日本産米を買っている中国人女性 (中国出身でマンハッタン在住の専業主婦) は、「毎日、ごはん (白米) を食べている。夕飯だけだが夫は 2 膳、私は 1 膳ほど。これまではカリフォルニア産米を買っていたが、もっとおいしいものを食べたいと思い、日本産にした」という。

一部ではあるが、白人系が日本産米を購入する例もある。あるマンハッタン日本食料品店では日本産米を買うのは付近に住む高所得者ないし、食にこだわりの強い白人系が中心だという。コネティカット州にある日本食料品店の話でも、日本産米を買うのはこだわりのある白人系が多いという。しかし、売り上げ的にはカリフォルニア産に比べれば「ほんの少し」。「このあたりは高収入の日本人の方も多いと思うが、日本人の多くはカリフォルニア産米を買う。日本人は毎日食べる消費量が多いため、カリフォルニア産米をセールにするとすぐ売れる」とのことだった。

ある日本産米使用の寿司店では、顧客の半分が日本人で、中国系と白人系が 4 分の 1 ずつのことだった。

(3) カリフォルニア産米

日本産米と競合するカリフォルニア産米には、表 2-3 のようなものがある。

表 2-3 カリフォルニア産米の種類

ブランド	種類・品種
田牧米クラシック	コシヒカリブレンド
田牧米ゴールド	コシヒカリ
かがやき	コシヒカリ
夢	コシヒカリ
玉錦	ゆめごこちとコシヒカリのブレンド
望	コシヒカリ
ひかり	中粒種
雪花	中粒種
錦	中粒種
ポタン	中粒種
國寶ローズ	中粒種

(出所) 日系小売店および日系商社のヒアリング等よりジェトロ作成

高級米の「田牧米」は、味は日本産米に引けを取らないと評判で、今回確認されただけでもマンハッタンの4店舗以上の高級日本食ないし寿司店で使用されていた。値段はカリフォルニア産米のなかで最も高い。多くの小売店では、田牧米よりもやや安い「玉錦」や「かがやき」が日本人によく売れるという。これらはカリフォルニア産米のなかでは価格は高めだが、一般的な日本産米よりは安い。「かがやき」はマンハッタンの寿司店等でも使われている。

2-2 小売における日本産米の消費実態

(1) 日本食料品店の状況

■日本食料品店 A

日本食料品店で最も日本産米の品揃えが多かったのがマンハッタンの小売店 A で、表 2-4 のような日本産米を店頭に並べている。

表 2-4 日本食料品店 A で店頭販売している日本産米

ブランド	産地	価格
玄米あきたこまち	秋田県	\$17.99/2kg
玄米コシヒカリ	新潟県	\$19.99/2kg
あきたこまち	秋田県	\$19.99/2kg
コシヒカリ	新潟県	\$24.99/2kg
大地の実り、自然の心・無洗米 (複数原料米)	国内	\$24.99/5kg
ひとめぼれ	宮城県	\$19.99/2kg
魚沼産新潟コシヒカリ	新潟県	\$29.99/2kg
健康発芽米	広島県	\$10.75/500g
お寿司のお米	茨城県	\$8.99/2.2lbs(1kg)
ミルクークイーン (有機栽培米、USDAオーガニック)	茨城県	\$29.99/2kg
将門ひかり舞 (有機栽培米、USDAオーガニック)	茨城県	\$29.99/2kg
新米・将門ひかり舞 (有機栽培米コシヒカリ・ブラウンライス、USDA、オーガニック)	茨城県	\$28.99/2kg
金芽米	長野県	\$18.99~15.99/2kg
おすし最適米	福井県	\$12.99/2kg
こだわり米・ひのひかりコシヒカリ	広島県	\$29.99/2kg
出雲の国仁多米コシヒカリ	島根県	\$41.15/3kg
出雲の国無洗米コシヒカリ	島根県	\$31.45/2kg

(出所) ヒアリング結果等よりジェトロ作成

仕入れ先からの納品頻度は、2週間に1回で6~8袋。在庫があれば、注文した翌日には納品される。茨城県産のものが最も売れており、1週間に10袋売れる。以下、秋田県産、新潟県産、島根県産と続き、約20種類の日本産米を取り扱っている。

日本産米の売り上げは、カリフォルニア産米の10%程度である。購入層は中国系を中心にした非日本人であり、日本産に付加価値を認めているようだ。購入者にはおおむね高評

価で、安定してリピートされている。店のマネージャーによると、「当店に来れば日本産米は必ずあると思っているのではないか」とのことだった。



小売店Aの陳列の様子



小売店Aで良く売れているという日本産米

■日本食料品店 B

日本食料品店 B で販売されている日本産米については、表 2-5 のとおりである。最も売れ行きが良いのは茨城県産で、1 週間に 5 袋売れる。日本産米にこだわっている消費者がおり、購入層としては富裕な日本人高齢者、白人系、中国系。リピート率は高く、「おいしい。つやつや、もちもち」「味が全然違う」と高い評価を受けている。日本人からは「新米は入荷したか」等の問い合わせがある。日本産米の売り上げは、日本食料品店 A と同様にカリフォルニア産米の 10%程度である。

表 2-5 日本食料品店 B で店頭販売している日本産米

ブランド	産地	価格
お寿司のお米	茨城県	\$10.99/2.2lbs(約1kg)
ミルキークイーン (有機栽培米、USDAオーガニック)	茨城県	\$39.99/2kg
将門ひかり舞 (有機栽培米コシヒカリ・ブラウンライス、 USDAオーガニック)	茨城県	\$34.98/2kg
金芽米	長野県	\$21.39/2kg

(出所) ヒアリング結果等よりジェトロ作成

店のマネージャーによると「カリフォルニア産米の品質や精米技術もかなり向上している。2015 年はカリフォルニア産米が不作で、加えて一定量を日本に輸出するため価格が若干上がっている。それに比べて、日本産米は円安もあって価格が下がっている。それにもかかわらず、両者の価格差は歴然で、売れ行きもそれを反映している」と語る。

日本産米を今後も増やしていきたいかとの問いに対しては、「現時点では分からない。カリフォルニア産米の売上げを考えると、増やすのは難しいかもしれない」という。理由としては①日本産米はカリフォルニア産米の3分の1の量で価格は1.5倍であること、②日本産米の主要購買層は日本人高齢者で、その人口は今後減少していくと予想されること、そして③20～30代は安価なカリフォルニア産米を好んでおり、その人たちが結婚して家庭



小売店Bの陳列の様子



小売店Bでよく売れているという日本産米

を持ち、子供が生まれれば、カリフォルニア産米の需要がさらに高まると推測されることが挙げられる。

(2) 非日系小売店の状況

■韓国系スーパーマーケット A

販売している日本産米は新潟県産コシヒカリ2種。売上げはカリフォルニア産米が圧倒的で、日本産米の売上げは月に数袋程度だ。

■米系スーパーマーケット B

ニューヨーク州を中心に米国東部で展開する米系スーパーマーケット。ニュージャージー州にある店舗では、日本品種米も販売しているが、「錦」「ボタン」「玉錦」「田牧米」「田牧ゴールド」(田牧ゴールドは店の寿司にも使用)等、すべてカリフォルニア産であった。

同スーパーマーケットの顧客は地元から仕入れたものを好む、いわゆる「地産地消」を重要視しているという。輸入よりも二酸化炭素を出さず、地元(米国)を助けることになるといふ。

2-3 外食における日本産米の消費実態

(1) 日本産米を使用していない日本食レストラン

レストランAは、日本にある有名寿司店がマンハッタンに出した寿司レストランである。旬の魚を使った寿司が評判だ。

しかし、日本産米は使用していない。その理由は「日本産米は価格が高い上、物流量が少ない」こと、「カリフォルニア産米は安価で栽培技術、精米技術ともに向上しており、品質も改良されている。味は日本産米と比べてまったく遜色なく、おいしい」とのことであった。同店で使用しているカリフォルニア産米は品質も常に安定しており、品種も寿司に適しているという。日本産米については、「価格と物流面で改善できれば使ってもよい」という回答だった。

また、高級日本食レストランBも日本産米は使っていない。直接契約している農家から、高級カリフォルニア産日本品種米を買い付けているという。「寿司をはじめ、日本食で使用するコメの量は非常に多い。味や品質を落とさずにコストを下げることに對して、日本産は高いだけでなく、輸入に時間がかかり、乾燥して割れる等の問題がある。カリフォルニア産日本品種米でも十分だ」と語る。

ある日系商社によると、日本のレストランがニューヨークに進出する際に、こうした品質低下を避けるため、粳付きで運んでニューヨークで精米できないかと持ちかけられることがあるという。しかし、米国では粳付きでの輸入は禁止されているため実現できていない。

(2) 日本産米を使用している日本食レストラン

■高級日本食レストラン

日本産米を使っているのが高級日本食レストランCだ。同レストランの社長によると、秋田県産米を生産者から直接仕入れているという。

日本産米を使っているのは、江戸前の日本食を提供する「江戸前シリーズ」。「おいしいものを知っている米国人は一粒残さず食べる」そうだ。ちなみに、ほかのメニューではカリフォルニア産米を使っており、コメのブランドは料理によって使い分けている。

今後の日本産米の使用意向については、生産者から直接買えるのなら今後も使いたいとの回答。「間に様々な業者が入ると、価格が高くなるだけでなく、いろいろコメを混ぜられた場合、違う味になってしまう」と指摘している。



日本産の秋田県産米を使った江戸前シリーズ「天井」と「生き締め穴子丼」

別の高級日本食レストランのオーナー兼寿司シェフは、色々なコメを試した結果、日本産の仁多米を使っている。「近年、米国人の舌が肥えてきた。魚はたいていのものが日本から入るようになったが、これからはコメ、しょうゆ、海苔の差別化を図る必要がある」と語っている。

その他、高級日本食レストランでは日本産米を使用しているところも多いが、なかには、料理によってはカリフォルニア産米を使用しているところもあった。

■ファストフード・ファストカジュアル系レストラン

高額ではない日本産のブレンド米を使ったファストフード・ファストカジュアル系レストランが 2013 年から登場している。特に、ファストフード・ファストカジュアル系の「おにぎり専門店」の出現には注目すべき点がいくつかある。おにぎり単価は 1.5~4 ドルで安い、「日本産米」が主役の商品であるため、日本産米の付加価値を強調することができる。

日本のおむすびチェーン「権兵衛」(Omusubi Gonbei)⁶は、ニュージャージーの Mitsuwa Market 内に店舗を構えている。米国には 2013 年に進出した。価格は 1 個 1.5~3 ドルだ。定食は、おむすび 2 個、からあげに味噌汁で 7.6 ドルである。鮭、梅、ツナマヨ等日本でも定番のメニューが中心だ。

コメは日本産の安い短粒種ブレンドを使用しており、日本の特約農家から調達している。日本では同社の社員が特約農家の稲の刈り入れ等を行い、手作り、こだわりの材料であることを強調している（食材のストーリー作りで付加価値を高めている）。



店舗風景



人気メニューの定食（\$7.6）

⁶ <http://www.omusubi-gonbei.com>

また、Kawaba Rice Ball Japanese Deli⁷は、2015年にロサンゼルスメルローズ通りに路面店を構えた。群馬県川場村のおにぎり専門店「かわばんち」が本店である。価格は1個3.5～4.25ドル。ハラペーニョ味噌、スパイシーサーモン、スパムロール、ターキーそぼろ等創作メニューが中心だ。店内では、グルテンフリー、ビーガン（菜食主義者）メニューを用意しており、飲み物の大半はオーガニックである。

コメは、川場村で生産され、日本の「米・食味分析鑑定コンクール／国際大会」で8年間連続金賞を受賞した「雪ほたか」を使用。店舗内に雪ほたかのポスターを掲示し、雪ほたかの大袋を飾っている。



店舗風景



メニュー

(3) アジア食（韓国・中華）、米系レストラン

日本食以外のレストランでは、日本産米を使っているところは非常に少ない。韓国レストランではほとんどがカリフォルニア産の「京畿（キョンギ）米」等の韓国米か、カリフォルニア産米の国寶ローズ等を使っている。

日本食レストラン以外で日本産米を使っているところとしては、ミシュランで2つ星を取っている米国料理レストランがあった。日本産米を使っていることは教えてくれたが、ブランドやどの料理に使っているかについては非公開であった。

2-4 消費面から見た日本産米輸出の課題

(1) 課題

⁷ <http://kawabariceball.com/>

現時点ではカリフォルニア産米が小売店、レストランとも圧倒的な割合を占めている。日本産米に対して高い評価であり、安定して継続購入している非日本人もおり、日本食料品店での日本産米の売り上げはカリフォルニア産米の10%程度であった。

日本産米輸出において一番の課題となっているのは、カリフォルニア産米との価格差である。日本産米とカリフォルニア産米の価格差は、近年のドル高円安や、水不足によるカリフォルニア産米の不作による値上がりの中でも、最低でも1.5倍以上になっている。

また、田牧米をはじめとする高級カリフォルニア産米の品質は日本産に引けを取らない、という声が寿司店等から数多く聞かれた。加えて、日本産米は輸送に時間がかかることから、鮮度低下や乾燥による実割れ等が発生することを指摘する関係者も多い。

カリフォルニア産米のなかでも、価格が安めの中粒種が人気で、短粒種と競合しているといっている。

(2) 考えられる方向性

ファストフード・ファストカジュアル系レストランでは、日本産米を使用する店舗の進出がみられる。こうした機会にあわせた幅広い層に対する日本産米のさらなるアピールが、方策として考えられる。

また、コメは鍋で炊ける、とその調理方法をパッケージに書いてある日本産米もあるが、「米国人が自宅でコメを日常的に食べるようになるには炊飯器がもっと普及しないと」という声もあった。ある業界関係者は「日本産米が米国でもっと普及させるにはブランド化が必要だが、それは本物の日本食、本格的日本食を浸透させていくということ」と話している。この点からも、日本産米の品質の良さ・違いだけをアピールするのではなく、炊飯器等とパッケージにする等、日本食文化と一体になった普及活動が方策として考えられる。

3. 参考情報

米国におけるコメの生産量、消費量、輸出入、日本からの輸出、および米国向けに日本からコメを輸出する際に対応すべき制度・規制は、以下のとおりである。

3-1 生産量、消費量、輸出入実績

(1) 生産量・消費量

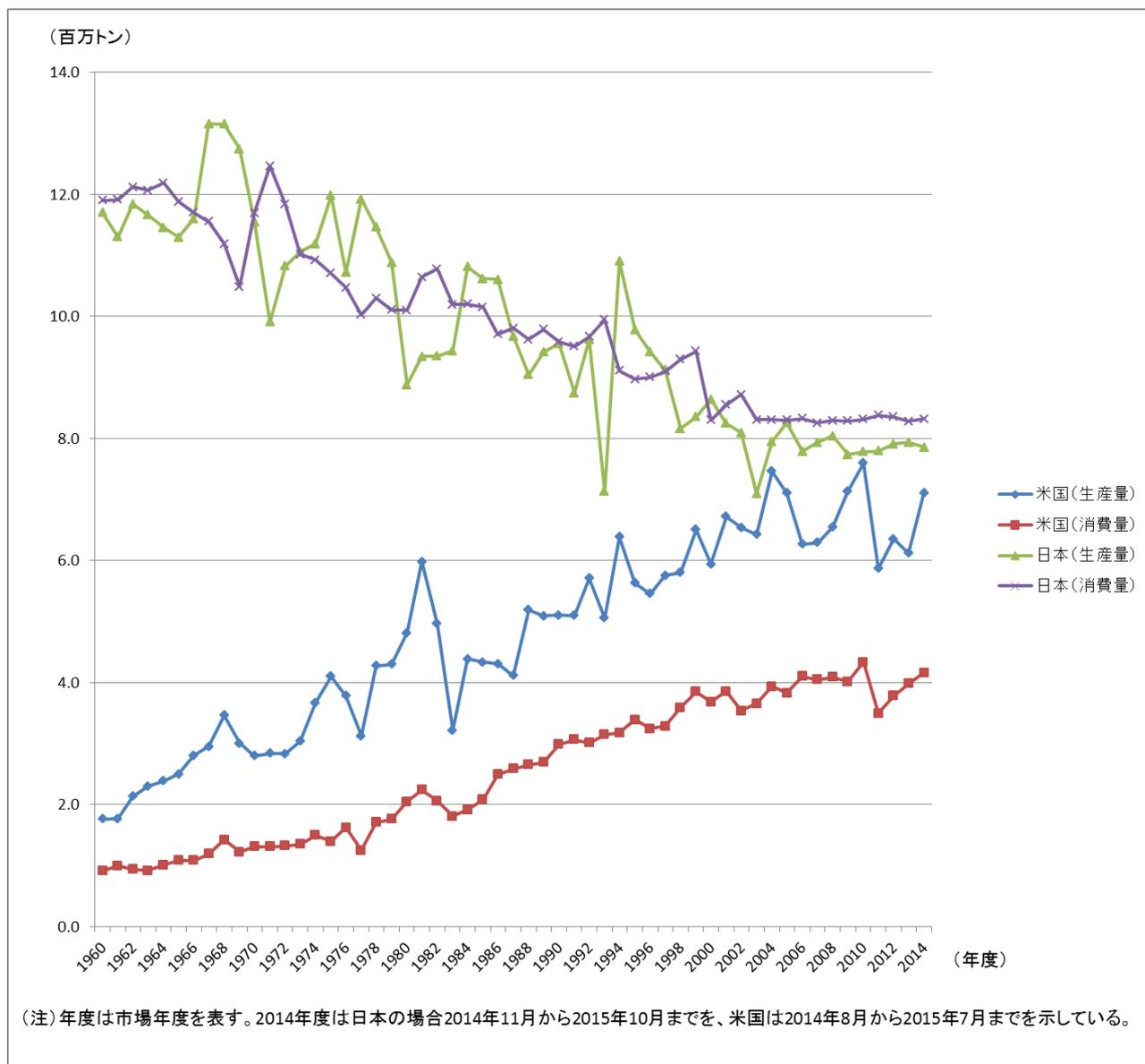
米国における精米 (rice, milled) の生産量は、2014年度 (市場年度⁸) で約710万トンであり、日本の生産量 (同年度780万トン) に比べると9割程度である。約50年前の1960

⁸ 市場年度について、2014年度は日本の場合2014年11月から2015年10月までを、米国は

年（180 万トン）と比べると、コメの生産量は増加傾向にあり、日本が減少傾向を示しているのとは対照的である。

米国における精米消費量は 2014 年度で約 420 万トンであり、日本の消費量（同年度 830 万トン）に比べると半分程度である。消費量は増加傾向で推移してきたなかで 2011 年度に一度減少したが、2012 年以降は再度増加傾向にある（図 3-1）。

図 3-1 米国・日本の精米生産量・消費量



(出所) USDA 「PS&D Online」 よりジェトロ作成

2014 年 8 月から 2015 年 7 月までを示している。

(2) 輸出入実績

米国は、主にタイ、インド、パキスタンからコメを輸入している（表 3-1）。米国における輸入実績のうち、日本からの輸入は他国からの輸入に比べて非常に少ない。

また、米国は 2014 年で約 340 万トンのコメを輸出している。主な輸出先はメキシコ、日本⁹、ハイチである（表 3-2）。

表 3-1 米国のコメ輸入実績

(単位)トン、1000ドル

国・地域	2011		2012		2013		2014	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	602,648	631,292	625,729	659,315	659,278	735,373	741,244	768,223
1 タイ	388,777	411,377	377,407	427,336	373,985	447,079	438,052	439,950
2 インド	101,985	123,686	125,798	138,953	130,635	165,201	125,534	176,078
3 パキスタン	14,295	16,643	15,112	19,223	23,150	33,353	25,110	37,615
4 ベトナム	17,211	11,206	59,266	27,013	53,109	29,086	65,969	35,895
5 オーストラリア	7	40	16	17	31,382	12,181	28,474	15,706
6 イタリア	8,380	14,516	8,306	12,267	7,047	10,807	8,721	15,064
7 ブラジル	27,924	16,616	10,500	6,916	7,550	5,027	16,223	10,621
8 カナダ	3,112	3,799	3,577	4,082	3,977	5,883	5,246	7,418
9 中国	4,214	5,465	2,928	3,889	2,942	3,611	3,388	4,255
10 アルゼンチン	2,919	2,177	3,973	3,390	5,725	4,818	4,703	4,087
22 日本	82	326	37	193	107	382	184	414

(注)HSコード=1006

(出所) IHS「Global Trade Atlas」よりジェトロ作成

表 3-2 米国のコメ輸出実績

(単位)トン、1000ドル

国・地域	2011		2012		2013		2014	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	3,716,505	2,112,653	3,781,884	2,048,480	3,762,400	2,183,585	3,420,148	1,992,285
1 メキシコ	924,602	364,030	847,769	364,513	861,674	402,436	738,064	325,944
2 日本	374,835	302,841	341,572	232,315	294,685	204,236	287,725	238,950
3 ハイチ	293,456	160,567	360,760	197,679	324,082	194,617	361,578	204,141
4 カナダ	226,464	164,571	225,101	166,335	241,160	175,458	248,016	194,526
5 トルコ	96,648	44,955	152,500	59,380	141,249	62,227	304,102	139,836
6 イラク	41,109	17,626	0	0	39,957	28,829	140,562	92,709
7 サウジアラビア	141,554	112,690	114,873	87,816	136,734	115,539	101,342	91,175
8 ベネズエラ	53,461	17,695	226,503	85,875	295,644	135,233	230,691	91,018
9 ヨルダン	72,695	62,470	103,699	75,480	87,303	63,306	89,722	72,544
10 コロンビア	4,791	3,068	97,317	56,869	106,780	73,976	94,988	68,231

(注)HSコード=1006

トンである。ほかにも中国やタイからミニナム・アクセス米が輸入されている（農林水産省「ミニナム・アクセス米に関する報告書」（2009年）より）。

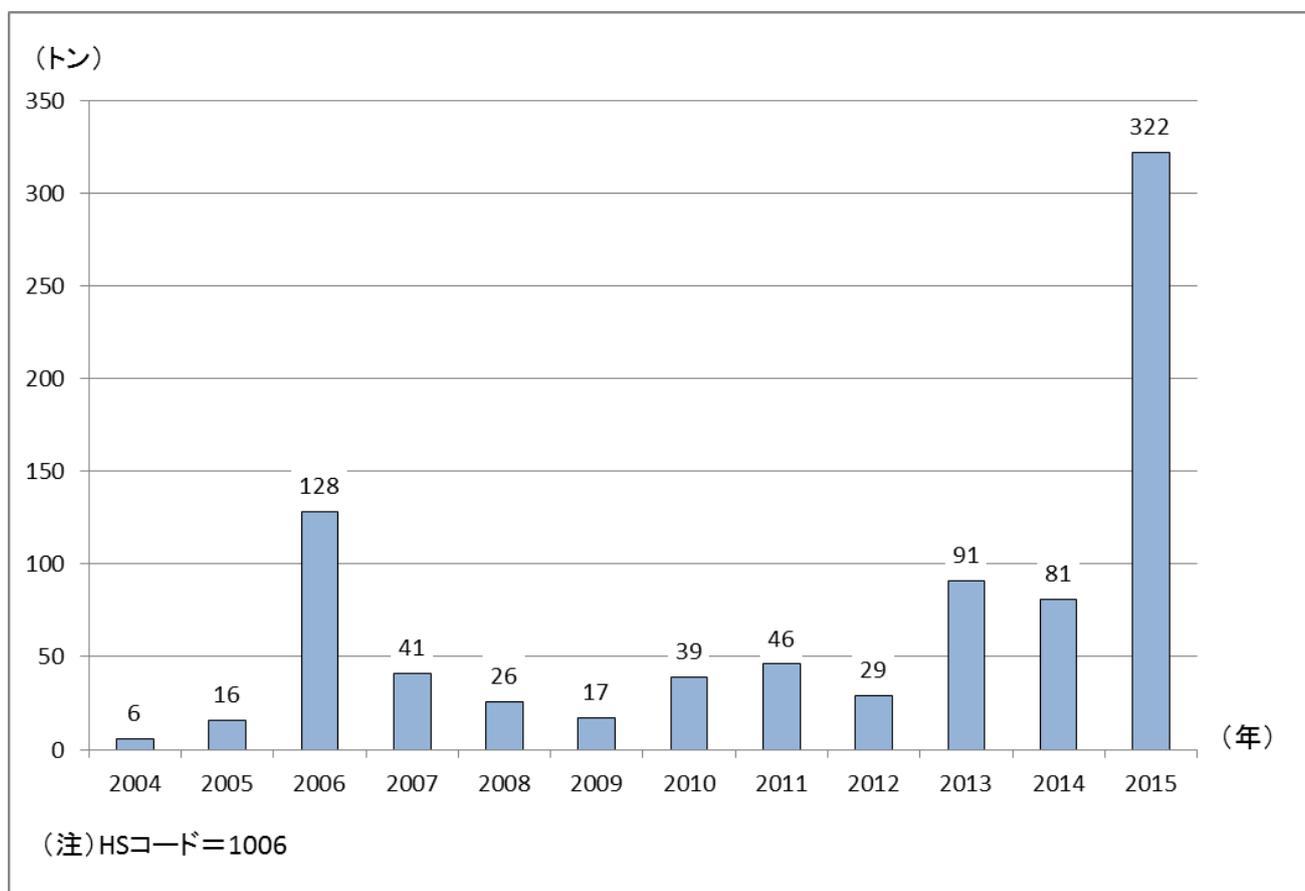
(出所) IHS「Global Trade Atlas」よりジェトロ作成

3-2 日本からの輸出実績

日本産米の輸出全体も近年増加傾向にあるが、米国向け日本産米の輸出も2015年に急増し、322トンと対前年比で約4倍に増加した(図3-2)。

日本からの商業米の国別輸出実績では、米国向けは全体の第5位、輸出金額の4.6%を占めている(表3-3)。

図3-2 日本からの米国向けコメ輸出量



(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

表 3-3 2015 年日本からの商業米輸出実績（国・地域別比率）

（単位）トン、百万円

国・地域		数量		金額	
			比率		比率
世界		7,640	-	2,234	-
1	香港	2,519	33.0%	659	29.5%
2	シンガポール	1,850	24.2%	463	20.7%
3	台湾	753	9.9%	268	12.0%
4	中国	568	7.4%	291	13.0%
5	米国	322	4.2%	103	4.6%
6	オーストラリア	273	3.6%	84	3.8%
7	タイ	208	2.7%	37	1.7%
8	英国	189	2.5%	60	2.7%
9	ベトナム	142	1.9%	15	0.7%
10	モンゴル	134	1.8%	24	1.1%
-	その他	682	8.9%	230	10.3%

（注）HS=1006（政府による食糧援助を除く）

（出所）農林水産省「商業用の米輸出実績」よりジェトロ作成

3-3 輸入に関する制度・規制

日本から米国向けにコメを輸出する際、以下のような制度・規制に対応する必要がある。

（1）輸出届出制度

販売等を目的とするコメの輸出に際しては、事前に地方農政局等へ輸出数量の届出を行うことが義務付けられている。なお、個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀は、届出の必要はない。

【参考】

農林水産省「米輸出関連ホームページ」（届出用紙のダウンロードが可能）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/kanren.html

（2）販売にかかる規制

バイオテロ法第 307 条により、輸入業者等は、輸入する食品を保健福祉省食品医薬品局（FDA）に事前に通告することが義務付けられている。適切な事前通告なしに輸入された場合、当該輸入品は、留置されるか、FDA により安全な施設への移動が指示される可能性がある。なお、必要情報について知識を持っている者であれば、代行業者、輸入業者、米国代理人等による事前通告も可能。

【参考】

連邦規則集 21 C.F.R. Part 1 Subpart I 「輸入食品の事前通告」

<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfcfr/CFRSearch.cfm?CFRPart=1&showFR=1&subpartNode=21:1.0.1.1.1.7>

(3) 植物検疫

食用の玄米および精白米は、日本からの輸入許可および植物検疫証明書は不要。

【参考】

植物検疫所「各国の輸入規則等詳細情報（アメリカ合衆国）」

<http://www.maff.go.jp/ppsj/search/ekuni/na/USA/index.html>

植物検疫所「輸出入条件詳細情報」

<http://www.maff.go.jp/ppsj/search/detail.html#yusyutu>

(4) 原発事故に伴う規制

米国政府は、日本産農林水産物・食品の輸入に対して、FDA 輸入アラート 99-33 に基づき規制している。2016年2月末時点におけるコメに関する規制は、以下のとおりである。

産地	規制内容
宮城県、福島県	輸入停止
それ以外 45 都道府県	米国にてサンプル検査

【参考】

米国食品医薬品局（FDA）「Import Alert 99-33」

http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html

農林水産省「米国向け輸出証明書の申請手続き等について」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/usa_shoumei.html

(5) 食品衛生

米国内へ輸入される精米は、食品の衛生および安全性を確保するために制定された規則である米国連邦規則集第 21 卷 110 (21 CFR 110) 現行の適正製造規範（cGMP）に従い、製造・包装・保管されたものでなければならない。

米国内でヒトや動物の消費に供するための食品を製造、加工、包装、保管する米国内外の施設は、バイオテロ法 305 条の規定に基づき、2003 年より FDA に登録することが義務付けられている。新規登録や登録更新にかかる費用は無料である。具体的には、施設に対し責任を有する所有者、経営者、代理人、またはその権限を委任された者は、施設の名称、

住所、施設が扱う食品分類等の情報を登録しなければならない。さらに、外国施設については、米国代理人を登録しなければならない。

また、食品安全強化法（Food Safety Modernization Act、以下 FSMA）により、前述の登録は偶数年の 10 月 1 日から 12 月 31 日の間に更新することが義務付けられている。

【参考】

米国食品医薬品局（FDA）「FDA Industry Systems」（ここから電子申請が可能）

<http://www.access.fda.gov/>

米国連邦規則集 第 21 卷 110 条 「現行の適正製造規範（cGMP）」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=5984ed7b7e89e08e5c888119e7ba9fbe&mc=true&node=pt21.2.110&rgn=div5>

米国食品医薬品局（FDA）「食品施設登録のためのガイダンス 日本語版」

<http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/FoodDefenseandEmergencyResponse/UCM219804.pdf>

米国食品安全強化法（Food Safety Modernization Act）

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

（6） 残留農薬規制

米国環境保護庁（EPA）は、農薬成分および未加工の農作物ごとに残留農薬の許容量を設定している。米国に輸入される食品は、EPA が定める基準を満たしていなければならない。なお、一部の農薬成分については、人体に安全だとして許容量の設定を免除している。許容量を超えて農薬成分が残留している場合、および EPA が残留農薬の許容量の設定も免除も行っていない農薬成分が残留している場合は、米国に輸入することができない。

残留農薬の許容量に関する詳細は、米国連邦規則集 第 40 卷 180 条「残留農薬許容量と適用除外」もしくは、米国農薬情報センター（National Pesticide Information Center（NPIC））で確認が可能。

【参考】

米国連邦規則集 第 40 卷 180 条 「残留農薬許容量と適用除外」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=c1a49cebb709becc4d97639764305082&node=pt40.24.180&rgn=div5#sp40.24.180.c>

米国農薬情報センター（National Pesticide Information Center（NPIC））

<http://npic.orst.edu/reg/tolerance.html>

(7) ラベル表示規制

商業目的で米国に輸出するには、米国税関・国境警備局（CBP）およびFDAが定める表示を行わなければならない。条件によっては表示義務が免除されるが、一般的に表示しなければならない項目は次のとおりである。表示は英語で行わなければならない。詳しくは、FDAの「食品表示ガイド」にて確認のこと。

- ・ 食品名称 / 識別事項
- ・ 内容量・正味重量
- ・ 原材料名（2種類以上の原材料〔添加物を含む〕が使用されている場合は、それぞれの名称を表示しなければならない。また、アレルギー原因物質を含む場合は、その名称を表示しなければならない。）
- ・ 栄養成分表示（輸入後に加工、再包装される野菜・果実には表示の義務はない。）
- ・ 製造業者、包装業者、流通業者のいずれかの名称と住所
- ・ 警告および取り扱い上の注意
- ・ 原産国名

【参考】

米国食品医薬品局（FDA）「食品表示ガイド日本語版」

<http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceRegulation/UCM254435.pdf>

(8) 税制

米国にコメを輸入・販売するにあたって課せられる税金には、大きく分けて①関税等の通関に関する税、②州、地方自治体へ納付する売上税がある。

①関税等の通関に関する税等

輸入者は食品の輸入にあたって、関税および商業貨物関税使用料（MPF：Merchandise Processing Fee）を納付しなければならない。

2016年2月末時点において、日本から米国に輸入される精米（「米国関税率表（United States Harmonized Tariff Schedule）」の「1006.30.90」の場合）に課せられる関税は、0.014ドル/キロである。

正式通関（Formal Entry）の場合、MPFは輸入申告価格（FOB価格）の0.3464%で、最低25ドル、最高485ドルとなっている。さらに、船便による輸入の場合には、輸入者は貨物価格の0.125%の港湾維持料（Harbor Maintenance Fee：HMF）を納付しなければならない。これらは米国国土安全保障省・税関・国境警備局（CBP）が徴収している。また、関税表は、米国国際貿易委員会（USITC）が管理している。

②州、地方自治体へ納付する売上税：

米国内での売上税は、州ならびに郡や市の地方自治体により異なるため、USITC、CBP、州、地方自治体のウェブサイトにて確認のこと。

【参考】

関税表（米国国際貿易委員会（USITC））

<http://www.usitc.gov/tata/hts/index.htm>

米国国際貿易委員会（USITC）

<https://www.usitc.gov/>

米国税関・国境警備局（CBP）

<http://www.cbp.gov/>

（9） 米国食品安全強化法（FSMA）

その他留意点として、米国で2011年1月4日に成立したFSMAにより、第103条「食品安全計画の策定」、第301条「外国供給業者検証プログラム」等の遵守が求められる。詳細は、FDAのウェブサイト等を参照のこと。

【参考】

米国食品安全強化法（Food Safety Modernization Act）

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

ジェトロ「食品安全強化法（FSMA）に関する情報」

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma.html

【英国編】

日本から英国へのコメの輸出量は2014年に急増し、112トンと初めて100トンを上回り、2015年にも189トンと大きく増加しているところである。英国のうち、特に主要な消費地であるロンドンでの日本産米の流通構造および消費の実態を把握すべく、現地食品商社、食料品店等の関係者にヒアリングを実施した。

1. 日本産米の流通構造実態

1-1 日本産米の取扱事業者

(1) 主な取扱事業者

英国における日本産米は、そのほぼ全量を日本食材取扱業者が取り扱っているものと推察される。その中でも主要な取扱業者は、以下のとおりである。

- ・ ジャパンセンター
(日本食材小売店、近年卸業務を開始したほかラーメンチェーン等も展開)
- ・ TK トレーディング (卸兼日本食材小売店)
- ・ タザキフーズ (Tazaki Foods、卸、宝ホールディングス傘下)
- ・ S.K.Y (卸、グループの中に日本食小売店も保有、アスラポート・ダイニング傘下)

(2) 主な卸・取引先

各事業者等へのヒアリング結果を踏まえると、日本産米の需要の多くは、駐在員等の現地在住日本人の家庭内消費が占めている。こうした中で、TK トレーディングはロンドン西部で日本人駐在員家族を主要顧客とする日本食材小売店を営んでおり、近年は全農と連携する等の取り組みを通じて価格競争力をつけたことで、日本産米の販売を伸ばしている模様である。そのほかの日本食材小売店についても、ヒアリングした事業者の販売先小売店では、日本産米の主要顧客は日本人が多くを占めている。

日本人の家庭用以外の主な販売先は、高級日本食レストラン (業務用)、日本食材店における現地消費者である。その他ごく一部の現地系高級百貨店で日本産米が販売されているが、納入は前述の日本食材取扱業者が行っている。

なお、日本食材取扱業者においても、一部の例外を除けば取り扱うコメの主流は米国 (カリフォルニア)・スペイン・イタリア等で栽培された日本起源のジャポニカ米 (以下、日本品種米) である。ヒアリング結果から推定すると、日本食材取扱業者が取り扱う日本品種米の総計は 5,000 トン程度にのぼり、日本産米の取扱量は日本食材取扱業者が取り扱う日

本品種米全体の 5%未満である。また、日本食材取扱業者でも、日本産米を取り扱わない業者もいる。

1-2 競合品（他国・現地産）の状況

日本産米の競合品としては、米国カリフォルニア（「錦」等）、イタリア（「ゆめにしき」等）、スペイン（「みのり」等）産のコメ（短粒種もしくは中粒種）が挙げられ、これらは英国では主として日本食材取扱業者を通じて流通している。中には日系卸が契約栽培しているケースも見られる。なお、イタリア産、スペイン産は EU 域内のため、英国への輸出に際して関税はかからない。

これらの競合品に対して、日本産米は品質面では優位にあるものの、現地人（非日本人）のコメの主流な食べ方である寿司では、その品質面の優位は訴えにくいとの声がある。また、イタリア産、スペイン産の日本品種米についても品質が安定してきたとの声もある。

1-3 日本産米の流通（物流）経路、時間

日本産米の流通経路および要する時間を推計すると、表 1-1 のとおりである。

英国で販売されている日本産米は、日本で精米、小売用の袋に詰めた上で、船便のコンテナ輸送で運ばれることが一般的である（常温コンテナ輸送が主体）。英国に到着するまでに赤道を 2 回通過することによる品質劣化は免れ得ないが、英国は日本に比べて冷涼・乾燥しているため、長期間精米形態で保存しても日本ほど品質劣化は発生しない。

輸送に最短でも 2 カ月を要すること、また日本食材取扱業者は全量を買取った上で販売している（旧年の在庫の販売目途が立たないと新米を販売しにくい）ことから、新米への入れ替わり時期は遅い。最も早いケースで、TK トレーディングが 10 月中旬の新米を 12 月中旬に店頭販売している実績が見られる一方、在庫入れ替えの関係から新米販売が 2 月頃になるケースもある。また、一度の発注数量が一定程度必要となる関係上、仕入間隔が一定期間空かざるを得ない。そのため、在庫の回転も日本より遅くなり、同じ精米日の日本産米が 3 カ月程度店頭に並ぶケースもある。

なお、日本食レストラン等における業務用の日本産米の場合、その多くが寿司用の需要であることから、寿司に適しておりかつ新米より安価となる古米の販売を伸ばしている日本食材取扱業者もいる。

表 1-1 日本産米の流通経路および要する時間

流通（物流）経路	所要時間（日数）	備考
卸売業者 ↓ 輸出業者		日本食材取扱業者等の発注にもとづいて、コメ卸等から倉庫で引渡を受ける。 各アイテム毎に1トン単位での発注を求められるので、毎月同じアイテムの発注は難しいとの事業者の声もある。
輸出業者 ↓ 通関（日本）	10日程度	他の輸入食材とともにコンテナ（ドライ）に混載する場合が一般的である。
海上輸送	40日程度	赤道を2回通過して運ばれる。
通関（英国） ↓ 卸売業者等の倉庫	10日程度 （最長の場合）	事業者によって使用する港が異なる（フェリックストウ港あるいはサザンプトン港）。 コンテナの混載アイテム数が多い事業者は、他の事業者より通関に時間を要する傾向にあるという。
倉庫にて保管 ↓ 店頭 ↓ 一般消費者	ごく短い日数 ～90日以上	英国の場合、主たる日本食材取扱業者が小売店を兼ねているケースも多く、自社の店頭で日本産米を販売している。 日本産の新米が精米工場で袋詰めされてから、英国における小売店で消費者に販売されるまでの期間は2カ月程度だが、事業者の倉庫に到着してから、店頭で並ぶまでの期間は事業者・時期によって異なる。精米後最短の2カ月程度で店頭販売されるケースも見られるが、一方で事業者によっては仕入れ間隔が3カ月空くため3カ月間を同じ在庫でつなぐケースも見られる。 また、事業者によっては前年産のコメを売り切った後に新米に切り替えるため、新米への切り替えが2～3月にずれ込むケースもあるという。 ※なお、英国は日本に比して冷涼・乾燥しているため、適切な管理がなされた倉庫に保管されている限り、精米で保管することによる品質の劣化は日本ほど著しくないと見られる。

（出所）英国における日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づきジェトロ・ロンドン事務所にて推計の上作成

1-4 日本産米の流通費用

日本産米の流通コストを推計すると、表 1-2 のとおりである。

一般的には、日本産米は日本国内のコメ卸等から輸出業者（日本食材取扱業者のパートナー）に引き渡され、その後、乙仲による輸送・通関を経て英国の日本食材取扱業者に引き渡される。その後は日本食材取扱業者が小売店で直接販売する、別の日本食材小売店に納入する、業務用として日本食レストランに納入される等の経路を経て消費者に渡る。

上記流通経路で発生するコストとしては、輸出業者、乙仲、日本食材取扱業者の各段階で発生する流通コスト・マージンのほか、輸入時に支払う関税（HS コード 100630 で輸入する場合 175 ユーロ/トン、25 円/キロ、1 ユーロ=140 円）等が挙げられる。

日本産米については 2016 年 1 月の見直し後も引き続き輸入規制が課されており、地方農政局等が発行する輸出証明書（産地証明書、福島県産の場合は放射性物質検査証明書）を輸入時に添付する必要があるが、日本食材取扱業者によると、本証明書の確認手数料が通関手続き時に徴収されているという。なお、英国では VAT（付加価値税、日本の消費税に相当）について、基礎食料品は非課税扱いのため、課税されない。

また、海上輸送に要する費用はドル建てである上に、需給や原油価格の動向等による変動が大きく、月に 20%程度は上下することもある。また、他通貨と比較しても円/ポンドの為替レートの変動幅が大きいこと、一方で消費者への販売価格を為替レート等に基づき上下させることは困難であること等の要因から、日本食材取扱業者は一定程度のマージンを設定せざるを得ないことについても留意しなければならない。

表 1-2 日本産米の流通（物流）費用（海上コンテナ（40 フィートコンテナに混載）の場合）

段階	コスト		価格		備考
	項目	税率等	出荷額=100	輸入額=100	
卸売業者 ↓ 輸出業者	出荷額		100		英国で販売されている精米の中には、輸出用途の新規需要米を充てることで出荷額を相当安価に押さえているケースがあると見られる。
	マージン	15%程度	115		輸出業者のマージンは15%程度と推測される。
輸出業者 ↓ 通関（日本）	保管・通関 費用等		130		通関段階で、仕入れ価格の1.3倍程度になるとのこと。
海上輸送	輸送費用	1,500ポンド/ コンテナ程度	140		コンテナでの海上輸送費用はドル建てであり、船便の需給や為替、原油価格等による毎月の変動は激しいとのこと。（2割程度上下することも珍しくないという） 一つのコンテナに1,000ケース程度積載可能との情報を踏まえ、1ケース=5kg2袋と仮定して積算。
通関（英国）	輸入額		140	100	
	基本関税	175ユーロ/トン	149	106	EU域内は共通関税。なお、スペイン・イタリアからの輸出に際しては関税はかからない。
	通関業者マージン （含通関手数料）	15%程度	171	122程度	通関コストはFOB価格比で1割程度との事業者の声あり。
通関 ↓ 卸売業者等の倉庫 ↓ 日系小売店の店頭	保管・運送費	30%程度	222	159程度	
日系小売店の店頭 ↓ 一般消費者	マージン	20%程度	267	191程度	小売段階でのマージンは（卸売業者が直接小売を手がけるか等）店舗によって差があるものの、平均して20%程度と推計される。
	付加価値税	0%			コメの販売には付加価値税（通常20%）は適用されない。

（出所）英国における日本食材取扱業者等へのヒアリング等に基づきジェトロ・ロンドン事務所にて推計の上作成

1-5 流通面から見た日本産米輸出の課題

(1) 課題

前述のとおり、日本産米の取扱事業者は日本食材取扱業者に限定されている。それに加え、これらの業者も他国産日本品種米をメインに取り扱っており、日本産米の取り扱いシェアは小さい。また、表 1-2 のとおり、流通に要する時間についても、最低でも 2 カ月を要するほか、在庫の問題から日本産の新米販売が翌年の 2 月頃になるケースもある。

そのような中、近年英国向け日本産米輸出が増加した要因は、以下の 3 点が大きいと考えられる。

- ① 英国における健康志向の高まり等を背景に日本食の人気の高まっていることから、高級日本食レストラン等における日本産米の需要が増加したこと
- ② 輸出促進に向けた取り組みが増えたこと
- ③ カリフォルニア産米の価格が上昇している一方で、日本産米の価格が下がったこと。さらには、数年前と比較して円安水準であること等により、英国で販売されているカリフォルニア産米等の日本品種米との価格差が縮まったこと

この中で流通面の要因として挙げられる③について、2016 年 2 月現在の小売価格の一例を挙げると、日本食品小売店における日本産米 10 キロの価格が安価なもので 25～35 ポンドであるのに対して、カリフォルニア産米は 10 キロ当たり 27～30 ポンドとなっている。すなわち、駐在員を主とする在留邦人や日本人がヘッドシェフ等を務める日本料理店等をターゲットにした場合には、価格・品質面の双方を加味すれば、競争可能な水準となっている。このことが、日本産米の輸出が増加した流通面での大きな要因であると考えられる。

(2) 考えられる方向性

(1) の整理のとおり、今後も一定程度の価格水準を維持できるのであれば、在欧州日本人（2013 年で 20 万人程度）や高級日本食レストランを主たるターゲットとした輸出については、拡大の余地があると想定される。

以上を踏まえ、今後、英国をはじめ欧州での需要を拡大していくため、流通面で考えられるさらなる取り組みとしては、①新規需要米の活用等、日本におけるさらなる流通価格低減のための取り組み、②EU では玄米が無税であることから玄米形態で輸入し現地で精米する、③古米を活用することで流通コストを改善していく等が考えられる。なお、②については EU 域内における精米機等の規制等も踏まえた総合的な検討を行う必要がある。

2. 小売・外食等における日本産米の消費実態

2-1 概況

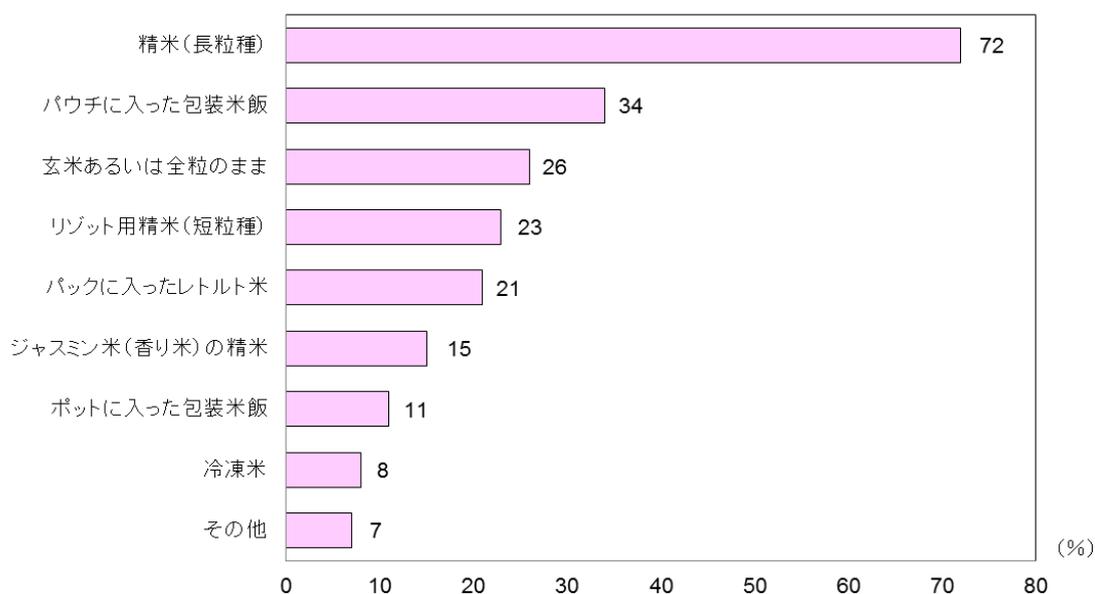
(1) 英国でのコメの食習慣

調査会社大手ユーロモニターの調査によると、英国において2015年に消費されたコメの総量は30万9,500トンとなっている。

別の調査会社大手ミンテルのレポート¹⁰によると、英国において小売店等で販売されたコメの総額は2013年で約808億円（4億3,700万ポンド、1ポンド=185円）であり、2011年と比較して6.3%の伸びを示している。

ただし、そのコメの大半はインディカ米と言われる長粒種であり、短粒種と言われるジャポニカ米は少数派であると推察される。前述のレポートにおいてミンテルが「過去6カ月にコメを食べた」と回答した者に対して、食べたコメの種類を複数回答で調査したところ、「インディカ米」と回答した者の割合は72%、このほか「ジャスミン米（香り米）」と回答した者の割合が15%であったのに対し、「ジャポニカ米（リゾット用米）」と回答した者の割合は23%であった（図2-1）。英国におけるコメ消費は、長粒種が主であることが伺える。

図2-1 過去6カ月に食べたコメの種類



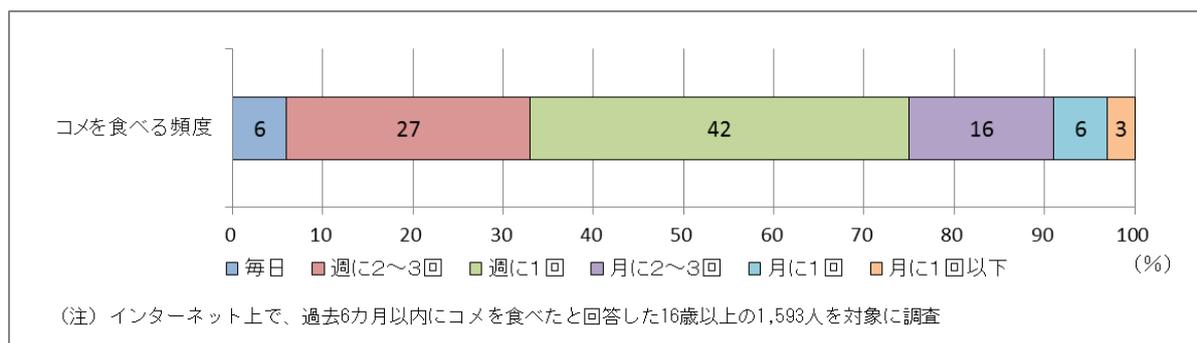
(注) インターネット上で、過去6カ月以内にコメを食べたと回答した16歳以上の1,593人を対象に調査(複数回答)

(出所) ミンテル社レポートよりジェトロ作成

¹⁰ MINTEL 「Pasta, Rice and Noodles - UK -」 (2014年2月)

また、非アジア系の英国人には、コメではなく、パン等の小麦製品やじゃがいも（マッシュポテト、フライドポテト等）の方が主食として良く食べられていることにも留意する必要がある。ミンテルの同調査において「過去6カ月間にコメを食べた」と回答した者に対してコメを食べる頻度について尋ねたところ、「毎日」コメを食べる者は6%、27%は「週に2～3回」、42%は「週に1回」、16%は「月に2～3回」、6%は「月に1回」、残り3%は「月に1回以下」との回答であった（図2-2）。

図2-2 コメを食べる頻度



(出所) ミンテル社レポートよりジェトロ作成

(2) 英国でのジャポニカ米の市場・食習慣

コメは非アジア系の英国人にとって主食ではないこと、かつ、コメの中でもジャポニカ米が主流ではないことから、英国の家庭に日本品種米の炊飯に適した炊飯器があることはほとんどない（関係者からのヒアリングによれば、一般家庭がパーティー等で寿司を作る際には、鍋で炊いているとのことである）。また、日本と異なり、コメを炊飯してそのまま（白米のまま）食べる習慣がない。そのため、非アジア系の英国人にとっては、日本食レストランのほかアジア系のレストラン・テイクアウトショップ等のいわゆる中食・外食が日本品種米を消費する主たる場面であり、日本品種米は「Sushi Rice」という認識が一般的である。実際にテイクアウェイの寿司等を販売している日本食材店によると、一般の炊飯より寿司米の需要のほうがはるかに多いという。

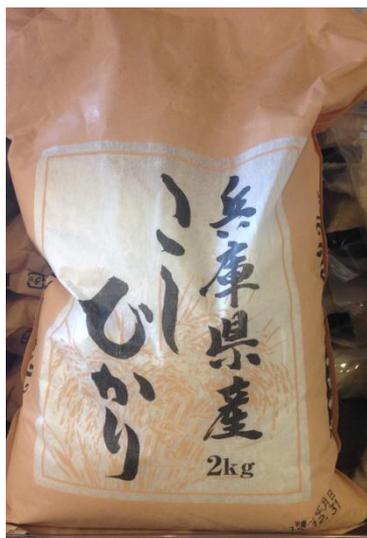
また、英国でも簡便志向を反映して包装米飯に一定程度市場があるが、スーパー等で売られている包装米飯の大半は長粒種である。日本産の包装米飯は日本食材小売店を中心に販売されており、日本食材小売店によると日本人を中心に一定の需要があるという。

2-2 小売における日本産米の消費実態

前述のとおり、日本産米に対する需要の多くは、駐在員等の現地在住日本人向けの小売需要が占めている。とりわけ、TK トレーディングはロンドン西部で日本人駐在員家族を主要顧客とする日本食小売店を営んでおり、近年は全農と連携する等の取り組みを通じて日本産米の販売を伸ばしている。

一方、日本食材取扱業者等からの聞き取りによると、日本食に関心が高い現地消費者等の需要も増加傾向であるという。特に、日本食材店で日本産米を購入するような現地消費者の場合、産地・銘柄についても知った上で高価格な銘柄米でも購入する傾向にあるため、販売に際して産地・銘柄を PR するようにしているという。

なお、カリフォルニア産「錦」、イタリア産「ゆめにしき」、スペイン産「みのり」については日本食材小売店でも多く取り扱われており、価格志向の強い現地在住日本人も多数購入している。



小売店で販売されている日本産米

そのほかロンドンにおけるコメの市場価格については、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 ロンドンにおけるコメの市場価格

産品ブランド名	原産国(産地)	価格 (ポンド)	【参考】 円換算	販売単位	販売店
大豊作 こしひかり(古米)	日本(石川県)	24.99	4,623	5Kg×2袋	TKトレーディング
特別栽培 あきたこまち(古米)	日本(秋田県)	24.99	4,623	5Kg×2袋	TKトレーディング
特別栽培 あきたこまち(新米)	日本(秋田県)	37.99	7,028	5Kg×2袋	TKトレーディング
魚沼産こしひかり(新米)	日本(新潟県)	39.99	7,398	5Kg×2袋	TKトレーディング
富山県産こしひかり	日本(富山県)	4.98	921	1kg	ジャパンセンター
玄米 ゆめにしき	イタリア	3.69	683	1kg	ジャパンセンター
JFC 錦(無洗米)	米国	26.99	4,993	10kg	ジャパンセンター
みのり	スペイン	15	2,775	5kg	ATARIYA
Yutaka Rice	イタリア	9.8	1,813	5kg	ATARIYA
ゆめにしき こしひかり	イタリア	15.8	2,923	5kg	ATARIYA

(注1)通貨換算: 1ポンド=185円

(注2)新米と掲載したのは、広告等で2015年産米であることが明記されていた商品。同様に古米と掲載したのは2014年産であることが明記されていた商品。

(出所) ジェトロ作成

2-3 外食における日本産米の消費実態

日本産米の使用は、ヘッドシェフ等を日本人が務める高級日本食レストランにおいてのみ、確認されている。実際に高級日本食レストランに日本産米を納入している日本食材取扱業者に、そのほかの日本食レストランが日本産米を取り扱わない理由について尋ねたところ、価格が最大のネックになるとのことであった。また、日本食レストランにおける日本品種米の需要の大部分は、ごく一部の例外を除き、寿司用が占めている。寿司にすると(炊飯でそのまま食べるのと比較して)、日本産米と他国産米の品質面の差がつきにくいという意見もあった。

なお、英国の水道水は硬水であるが、ある高級日本食レストラン関係者によれば、寿司米を炊く場合には若干硬水のほうが適している(ので問題ない)とのことであった。この関係者は、水道水を浄水器にとおした上で、少し長めに浸水させてから炊くようにしているという。

2-4 消費面から見た日本産米輸出の課題

(1) 課題

ここまで述べてきたとおり、

- そもそも非アジア系の英国人は、コメを主食としていないこと

- 前述図2-1のとおり、コメについても英国で消費される大半はインディカ米であり、短粒種であるジャポニカ米は少数派であること
- その上で非アジア系の英国人における日本品種米の需要の多数は寿司用途であり、寿司にすると日本産米と他国産米の品質面の差がつきにくいこと（さらには、日本産米との間に価格差が存在すること（特にスペインおよびイタリア産米））

等の事情がある。これらを踏まえれば、今後輸出拡大のため、コメ単独で現地消費者に現状の価格差を超えた価値を訴求していくことは相当難しいと考えられる。

（2）考えられる方向性

前述のとおり、英国人に日本産米を品質の高さで訴求することは相当困難であると思われる一方、英国では欧州の中で最高水準の肥満率等を背景に健康志向が高まっており、「日本食＝ヘルシー」というイメージは完全に現地消費者にも根付いている。そのため、今後は「日本産米の美味しさ・品質」だけではなく、現地消費者の日本食に対するイメージやニーズを踏まえた PR・販売方策を検討する必要がある。

具体的方策の一例としては、寿司パーティー等での需要を見越した 500g や 1 キロ等の少量パックでの販売、パッケージ上で鍋での炊き方に関する説明の添付、増加するグルテンフリー需要に対する PR、そしてオーガニック認証の取得等の方策が考えられる。

3. 参考情報

英国を含む EU におけるコメの生産量、消費量、輸出入、日本からの輸出、および EU 向けに日本からコメを輸出する際に対応すべき制度・規制は、以下のとおりである。

3-1 生産量、消費量、輸出入実績

（1）生産量・消費量

EU における精米（rice, milled）の生産量は、2014 年度（市場年度¹¹）で約 190 万トンであり、日本の生産量（同年度 780 万トン）と比べると 4 分の 1 程度である。2010 年度（約 220 万トン）から 2014 年度までの 5 年間は、ほぼ横ばいで推移している。なお、英国では精米は生産されていない。

EU における精米消費量は 2014 年度で約 330 万トンであり、日本の消費量（同年度 830 万トン）に比べると半分以下である（図 3-1）。消費量は増加傾向で推移してきたが、2010

¹¹ 市場年度について、2014 年度は日本の場合 2014 年 11 月から 2015 年 10 月までを、EU は 2014 年 9 月から 2015 年 8 月までを示している。

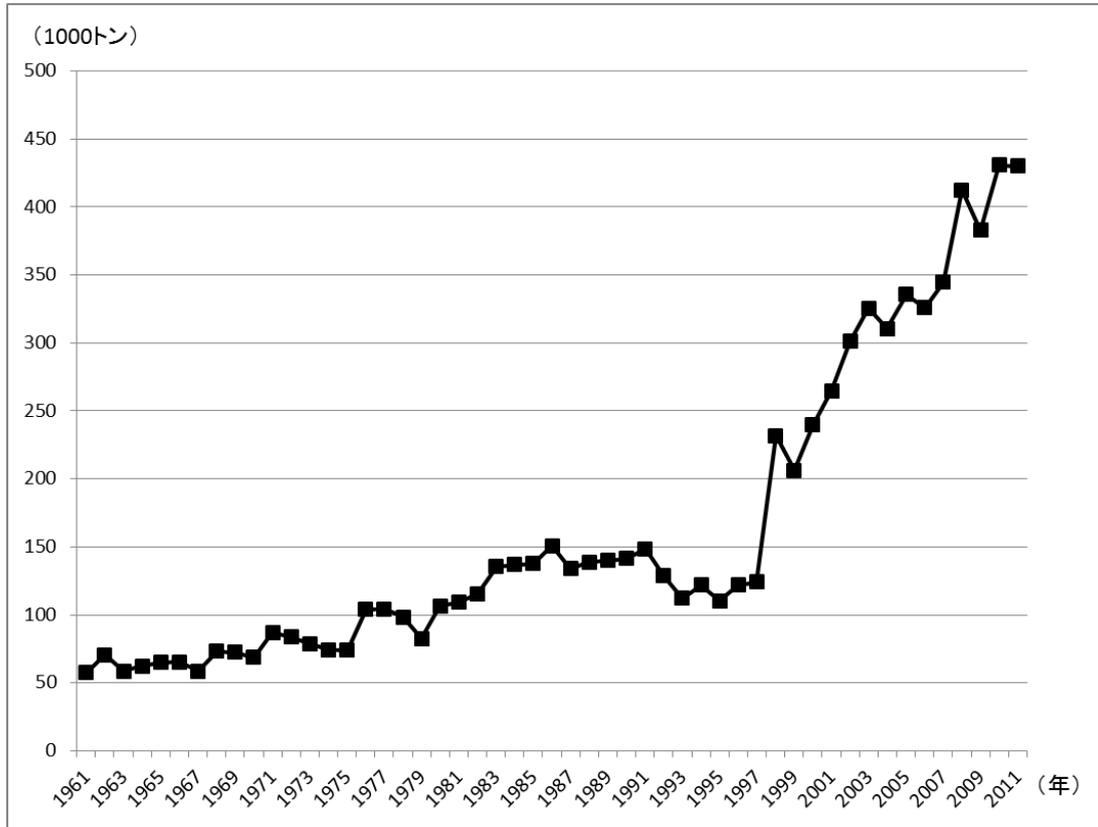
年度(約330万トン)から2014年度までの5年間では、横ばいで推移している。英国では、2011年(暦年)の消費量が48.3万トンであり、1995年以降相当な増加傾向にある(図3-2)。

図3-1 EU・日本の精米生産量・消費量



(出所) USDA 「PS&D Online」 よりジェトロ作成

図 3-2 英国の精米消費量



(出所) FAO「FAOSTAT」よりジェトロ作成

(2) 輸出入実績

EUは主にインド、パキスタン、タイからコメを輸入している(表3-1)。

英国は、インド、パキスタン、スペイン等からのコメ輸入が多い(表3-2)。日本からのコメ輸出額がEUの中で最も多いのは英国(後述)であるが、英国における輸入実績のうち日本からの輸入は他国からの輸入に比べて非常に少ない。

また、EU、英国からもコメが輸出されているが、どちらも輸入に比べると非常に少ない。2014年(暦年)ではEUの輸出量が30万トン、英国の輸出量が5万トンである(表3-3、3-4)。

表 3-1 EU のコメ輸入実績

(単位)トン、1000ドル

国・地域	2011		2012		2013		2014	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	1,614,555	1,257,400	1,392,590	1,076,613	1,447,597	1,205,419	1,642,655	1,413,397
1 インド	242,722	268,405	491,002	405,077	365,749	376,435	343,119	434,690
2 パキスタン	214,787	199,230	84,317	73,357	138,414	157,932	237,122	283,185
3 タイ	402,662	355,537	220,873	241,129	209,515	237,330	272,573	251,204
4 カンボジア	122,922	90,001	119,722	95,154	226,998	165,699	251,359	172,540
5 ミャンマー	12,053	4,747	25,923	9,281	39,656	15,684	157,838	62,825
6 米国	125,513	73,983	60,901	49,621	51,635	43,412	37,067	37,441
7 ウルグアイ	127,005	70,217	100,736	55,292	81,862	45,594	67,101	36,023
8 エジプト	52,225	24,452	54,343	26,162	95,354	39,382	89,707	35,631
9 ガイアナ	75,632	40,331	42,680	21,461	63,588	31,433	80,998	35,329
10 ベトナム	28,413	18,051	38,827	22,224	74,503	36,610	43,733	24,287
21 日本	225	806	157	625	148	542	289	968

(注)HSコード=1006

(出所) IHS 「Global Trade Atlas」よりジェトロ作成

表 3-2 英国のコメ輸入実績

(単位)トン、1000ドル

国・地域	2011		2012		2013		2014	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	642,848	571,225	662,705	542,019	619,987	565,714	692,834	675,519
1 インド	130,511	140,822	211,229	177,065	150,938	155,154	150,104	185,005
2 パキスタン	89,236	82,423	39,038	32,380	63,521	71,327	102,318	124,934
3 スペイン	95,697	69,029	112,260	78,502	107,291	76,418	136,546	96,261
4 イタリア	57,773	66,095	66,349	66,572	73,129	73,973	76,727	78,757
5 タイ	66,344	56,603	28,424	32,288	30,153	33,292	50,052	42,694
6 オランダ	25,214	24,066	24,274	28,852	25,378	34,693	27,126	39,334
7 ベルギー	21,405	16,623	12,996	13,798	18,875	19,910	19,497	23,832
8 フランス	22,793	29,482	19,967	22,346	13,004	16,809	7,360	12,485
9 米国	44,159	28,823	35,965	24,168	28,785	20,790	15,789	12,053
10 ウルグアイ	16,689	10,039	25,597	14,702	17,223	10,609	18,656	10,996
25 日本	61	217	64	252	62	211	124	399

(注)HSコード=1006

(出所) IHS 「Global Trade Atlas」よりジェトロ作成

表 3-3 EU のコメ輸出実績

(単位)トン、1000ドル

国・地域	2011		2012		2013		2014	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	251,979	229,489	205,529	186,522	215,938	198,741	307,971	280,673
1 トルコ	85,888	46,744	54,366	30,268	91,326	55,983	141,789	93,381
2 スイス	32,637	35,289	26,092	25,578	24,586	25,290	30,443	32,190
3 米国	15,540	22,310	15,695	23,488	13,348	21,035	12,843	24,516
4 レバノン	15,379	15,728	12,033	9,996	12,820	11,575	21,115	18,296
5 ノルウェー	9,391	14,086	10,250	14,793	9,129	13,713	9,119	13,998
6 カナダ	2,089	3,788	2,045	3,242	3,509	6,933	4,810	11,276
7 アルバニア	8,458	7,002	8,072	5,839	6,459	5,006	12,018	9,698
8 シリア	34,206	29,014	27,968	21,310	2,853	2,025	11,997	9,317
9 オーストラリア	3,474	5,661	3,632	5,462	4,182	6,442	3,989	6,415
10 セルビア	2,665	2,346	3,822	2,734	5,137	3,923	6,844	5,204
58 日本	109	230	113	262	274	534	78	186

(注)HSコード=1006

(出所) IHS「Global Trade Atlas」よりジェトロ作成

表 3-4 英国のコメ輸出実績

(単位)トン、1000ドル

国・地域	2011		2012		2013		2014	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	39,935	55,511	39,883	58,458	45,062	77,722	48,045	91,778
1 アイルランド	9,285	11,746	10,121	12,598	9,873	15,018	9,917	15,736
2 フランス	6,903	11,860	6,864	10,168	8,012	13,478	7,118	13,818
3 オランダ	4,212	5,676	3,563	4,905	4,999	9,080	6,718	13,760
4 ドイツ	5,119	8,474	4,407	6,583	4,753	8,414	5,152	10,272
5 カナダ	9	14	0	0	1,736	4,124	3,251	8,539
6 イタリア	4,148	4,677	4,225	5,000	3,565	4,369	3,985	5,079
7 米国	197	314	3,413	6,914	2,087	4,632	1,971	4,407
8 ベルギー	4,289	2,629	1,376	1,486	2,527	3,708	2,600	3,849
9 スウェーデン	972	1,423	1,024	1,585	1,192	2,034	1,780	3,344
10 スペイン	1,100	1,823	1,019	1,626	2,216	3,786	996	1,963
- 日本	0	2	0	0	0	0	0	0

(注)HSコード=1006

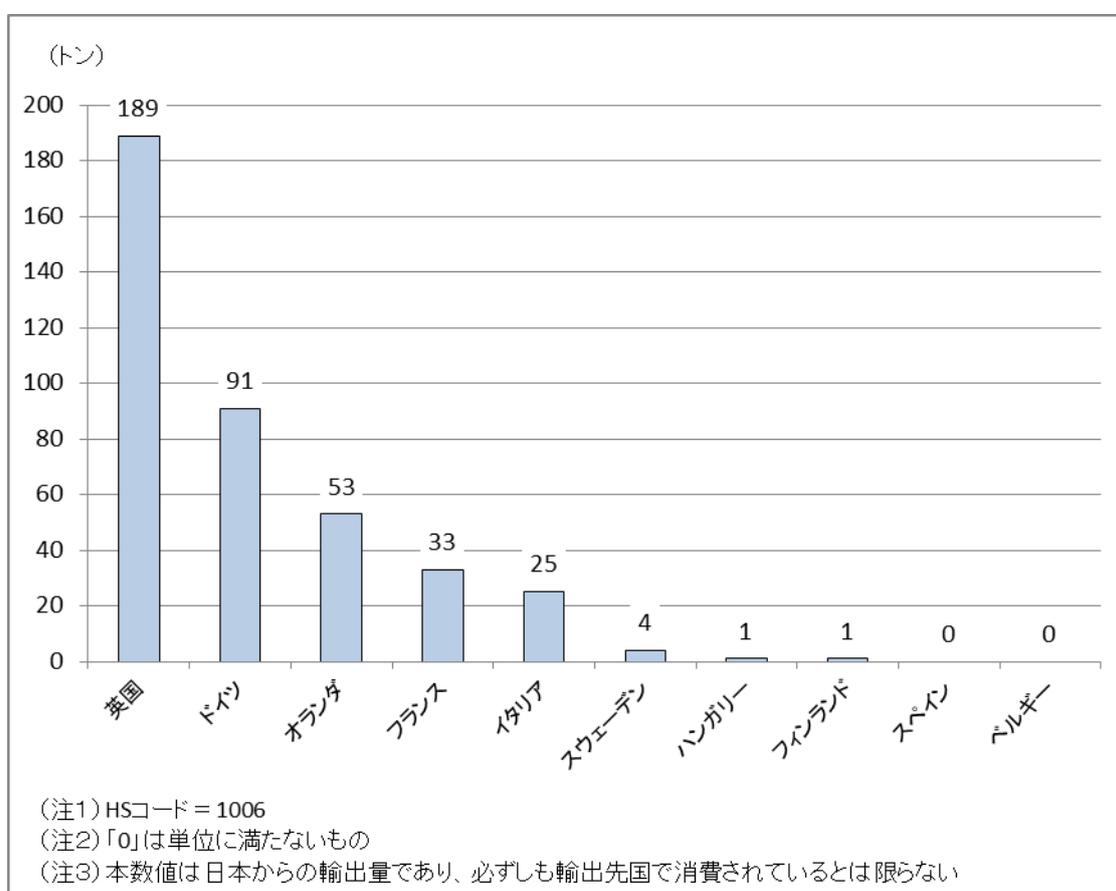
(出所) IHS「Global Trade Atlas」よりジェトロ作成

3-2 日本からの輸出実績

EUの加盟国で、日本産米の輸出量が最も多いのは英国である(図3-3)。日本産米の輸出全体も近年増加傾向にあるが、英国向け日本産米の輸出量も2014年に急増し、112トンと初めて100トンを上回った。また、2015年も189トンと、対前年比で69%増加した(図3-4)。

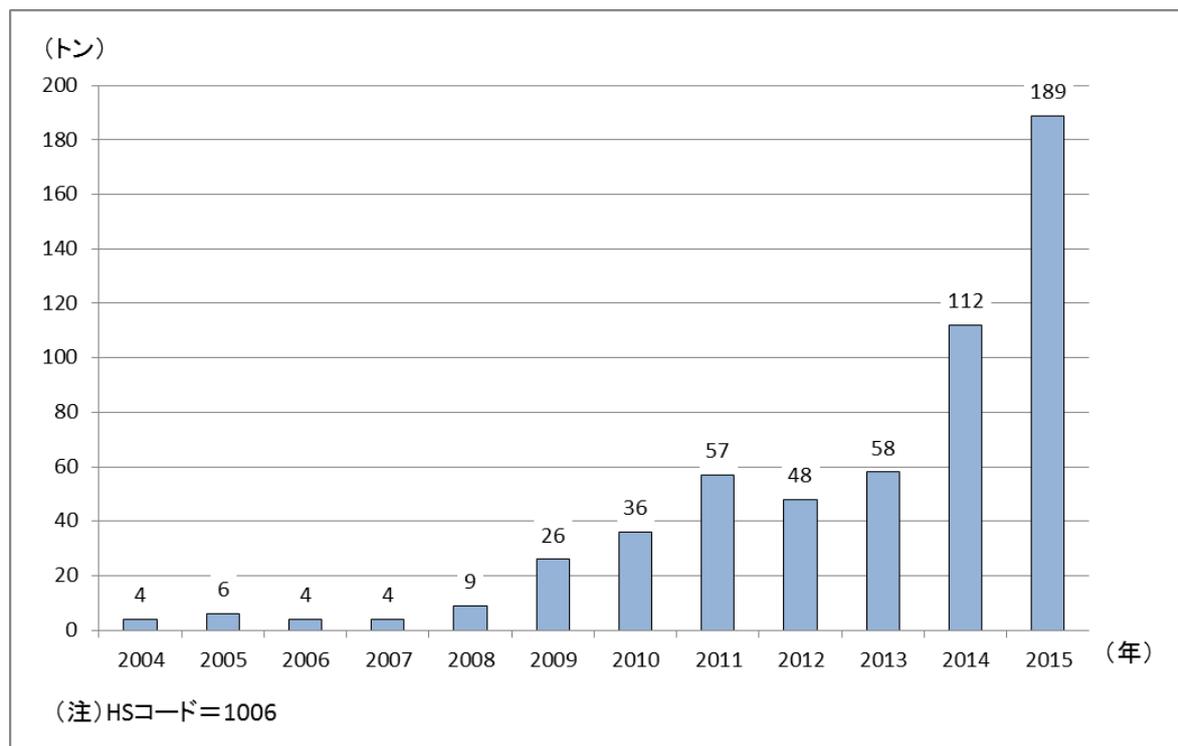
日本からの商業米の国別輸出実績では、英国向けは全体の第8位、輸出金額実績の2.7%を占めている(表3-5)。

図3-3 2015年日本からのEU各国向けコメ輸出量



(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

図 3-4 日本からの英国向けコメ輸出量



(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

表 3-3 2015 年日本からの商業米輸出実績 (国・地域別比率)

(単位)トン、百万円

国・地域		数量		金額	
			比率		比率
世界		7,640	-	2,234	-
1	香港	2,519	33.0%	659	29.5%
2	シンガポール	1,850	24.2%	463	20.7%
3	台湾	753	9.9%	268	12.0%
4	中国	568	7.4%	291	13.0%
5	米国	322	4.2%	103	4.6%
6	オーストラリア	273	3.6%	84	3.8%
7	タイ	208	2.7%	37	1.7%
8	英国	189	2.5%	60	2.7%
9	ベトナム	142	1.9%	15	0.7%
10	モンゴル	134	1.8%	24	1.1%
-	その他	682	8.9%	230	10.3%

(注)HS=1006(政府による食糧援助を除く)

(出所) 農林水産省「商業用の米輸出実績」よりジェトロ作成

3-3 輸入に関する制度・規制

英国を含む EU 向けに日本からコメを輸出する際、以下のような制度・規制に対応する必要がある。

(1) 輸出届出制度

販売等を目的とするコメの輸出に際しては、事前に地方農政局等へ輸出数量の届出を行うことが義務付けられている。なお、個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀は、届出の必要はない。

【参考】

農林水産省「米輸出関連ホームページ」（届出用紙のダウンロードが可能）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/kanren.html

(2) 販売に関する規制

①輸入ライセンスの取得

EU の共通農業政策（CAP）保護対象農産品の輸入規制により、輸入事業者が EU にコメを輸入する際には、事前に輸入ライセンスを取得する必要がある。また、ライセンスを取得した輸入事業者に認められるのは、当該ライセンスで定められた数量、および有効期間内のみとなっている。輸入ライセンス効力の対象は「国」ではなく「EU 全体」であり、輸入ライセンスを取得すれば、輸入ライセンス取得国のみならず、EU 全体への輸入が可能となる。ライセンスまたは事前確認証明の申請は、規則（EC）No 376/2008 の付属書 I に準拠して作成する必要がある。ライセンス申請書類は、関連製品分野に適用される EU 規定に準拠し、付与される指示書に従って作成しなくてはならない。ライセンスと事前確認証明の申請フォームは、申請書とコピー No.1、No.2（必要な場合はその複本）を含め用意する必要がある。

②包装容器

販売される食品については、その食品に接触する包装容器の素材が、接触する食品の組成や、味覚・視覚等の感覚刺激性を変化させて化学反応を起こさないこと等とする消費者の安全を確保するための基準が、包装容器の素材や包装方法に関する欧州議会・理事会規則（EC）No 1935/2004 で定められている。さらに、食品と接触する素材および製品の製造工程における品質を保証するための規定が、欧州委員会規則（EC）No 2023/2006 で定められている。

加えて、プラスチックやアクティブ包装（製品の保存期間を延ばすこと、あるいは包装

食品の鮮度を保持し、向上させることを目的とするもの) およびインテリジェント梱包(有効成分を食品の中に放出する、あるいは食品から物質を吸収するもの)等、特定の素材や特定物質に対する具体的な規制が欧州委員会規則(EC) No 10/2011 および欧州委員会規則(EC) No 450/2009 によって定められている。

なお、プラスチック素材については、欧州委員会規則(EC) No 10/2011 の付属書 I (ANNEX I) のリストに掲載されている物質のみが原則として使用できる。付属書 I のリストは科学的評価に基づき改訂されるため随時確認する必要がある。

また、ワインおよび蒸留酒を除き、事前包装された製品に対する包装容量やサイズに関する規制はない。

【参考】

輸出入ライセンスと事前確認証明申請に関する欧州委員会規則 (EC) No 376/2008

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32008R0376&qid=1424828552187&from=EN>

食品と接触する素材および製品に関する欧州議会・理事会規則 (EC) No 1935/2004

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004R1935>

食品と接触する素材および製品の製造工程の適正製造規範を規定する欧州委員会規則 (EC) No 2023/2006

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32006R2023>

食品に接触するプラスチック素材および製品に関する欧州委員会規則 (EU) No 10/2011

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0010>

消費者向け製品の包装容量・サイズに関する欧州議会・理事会指令 2007/45/EC

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32007L0045>

食品に接触するアクティブおよびインテリジェント素材および製品に関する欧州委員会規則 (EC) No 450/2009

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R0450>

(3) 植物検疫

精米は、日本での輸出検査を受けずに EU 向けに輸出可能。

【参考】

植物検疫所「輸出入条件詳細情報」

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>

(4) 原発事故に伴う規制

EU は、日本から輸入される食品および飼料について、放射性物質にかかる規制を欧州委

員会実施規則に基づき実施している。

2015年11月25日、欧州委員会の動植物・食料・飼料の常設委員会（PAFF Committee）において、放射性物質にかかる日本産食品および飼料に対する輸入規制を緩和する内容の改正規則案が了承され、2016年1月6日に欧州委員会から公表、同月9日に施行された（欧州委員会実施規則（EU）2016/6）。

福島県については2013年と2014年の2年間、その他の県については2014年の1年間の日本におけるモニタリング検査結果に基づき、福島県産品を含めた一部の食品および飼料に対する規制措置が緩和された。

2016年2月末時点におけるコメの規制は、以下のとおりである。

産地	必要な証明・検査
福島県	放射性物質検査証明 輸入国でのサンプル検査
それ以外 46 都道府県	産地証明 輸入国でのサンプル検査

【参考】

欧州委員会実施規則（EU）2016/6

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R0006>

農林水産省「EU 等向け輸出証明書等の概要について」（必要な各種証明書のダウンロードが可能）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html

（5） 食品衛生

EU の食品に関する一般原則と要件は、欧州議会・理事会規則（EC）No 178/2002 で規定されている。当規則により、域外から輸入される食品についても、EU の定める規則と同等性が認められた要件（輸出国と特定の合意がある場合はそこで規定された要件）を満たす必要がある（同規則第 11 条）。さらに、EU の食品輸入事業者に対しても、輸入した食品が EU の食品衛生要件を満たしていないと判断した場合、即時に製品を市場から回収する手続きをとり、加盟国の所管当局に通知する義務がある。

さらに、一般食品に対する食品衛生規則を定めている欧州議会・理事会規則（EC）No 852/2004（第 4 条）では、食品の第 1 次生産に携わる食品事業者および食品の製造、加工、流通のあらゆる段階に従事する事業者に対して、食品衛生要件や食品に対する微生物学的基準¹²、食品の温度管理要件等を満たす義務を定めているほか、危害分析重要管理点

¹² 食品の原料、材料、中間生成物および完成品等に対して、健康に危険を及ぼす可能性がある微生物が繁殖、または毒を生成する可能性がある温度や環境で保存してはならない、等の規定。

(HACCP) の原則に基づいた手順を導入・実施・維持する義務を課している。EU はこれを、EU に食品を輸出する域外国の事業者にも同様に求めている。

【参考】

食品に関する一般原則と要件を定める欧州議会・理事会規則 (EC) No 178/2002

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32002R0178>

一般食品に対する食品衛生規則に関する欧州議会・理事会規則 (EC) No 852/2004

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004R0852>

(6) 残留農薬規制

各食品に対する残留農薬の上限量を示す残留農薬基準 (Maximum Residue Limit、MRL) は、食品と飼料における農薬の残留許容量に関する欧州議会・理事会規則 (EC) No 396/2005 で規定されている。同規則で MRL の設定されている農薬は、およそ 1,300 種類 (うちコメは 468 種類) にのぼり、現在は使われていない農薬も含まれている。MRL は、製品 1 キロ当たり許容される農薬量 (mg/kg) として表示される。

すべての穀物に対する最大残留基準 (Maximum Residue Limit) については、「EU 農薬データベース」で検索可能。同データベースは、科学的評価に基づき更新されるため、随時確認する必要がある。

【参考】

食品と飼料における農薬の残留許容量に関する欧州議会・理事会規則 (EC) No 396/2005

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1455871941802&uri=CELEX:32005R0396>

EU 農薬データベース

<http://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/public/?event=homepage&language=EN>

(7) ラベル表示規制

食品へのラベル表示については、消費者への食品情報提供に関する欧州議会・理事会規則 (EU) No 1169/2011 で規定されている。同規則に基づき、特定の消費者の健康に危害を及ぼす原料や、食品の保存期間、安全な保存・使用方法、食品を摂取することによって健康に危害を及ぼす等の情報を表示する必要がある。

そのほか、消費者を惑わせる表示や医学的効能を宣伝する表示の禁止 (同規則第 7 条)、食品事業者の責任 (同規則第 8 条)、原産国または原産地 (同規則第 26 条)、最小文字サイズ等の表現方法 (同規則第 33、34、35 条)、アレルギーの発症原因となるアレルゲンを強調した表示 (ANNEX II) といった規定がある。なお、オンライン販売や遠隔地から販売す

る事業者にも同様の規定が適用される。

同規則の義務的表示事項で、以下の項目を表示する義務を定めている（同規則第 9 条）。

■食品表示事項

- ・ 食品名
- ・ 原材料名（精米については表示義務対象外）
- ・ アレルゲン（※アレルギー誘発物質・製品については、規則 1169/2011 の付録 2（Annex II）を参照）
- ・ 特定の原材料または原材料カテゴリーの量（精米については表示義務対象外）
- ・ 正味量
- ・ 賞味期限/消費期限
- ・ 特別な貯蔵条件/使用条件（ある場合）
- ・ （当該商品について責任を負う）事業者（あるいは輸入業者）の名称と住所
- ・ 原産国/原産地（現時点では精米については表示義務対象外）
- ・ 使用方法（指示がないと使用が困難と思われる食品の場合）
- ・ アルコール度数（重量比 1.2%超のアルコールを含む飲料に限る）
- ・ 栄養表示（2016 年 12 月 13 日より新たに義務化）

以上の表示義務に加え、密閉した包装容器内の空気を除去し、窒素等その他のガスを充てんしたガス充填包装された食品等については、追加で表示義務があるため、同規則 ANNEX III を確認する必要がある。

食品のラベルに使用される言語は、EU の公用語であれば複数の記載が可能だが、当該製品を販売する国の公用語を必ず使用する必要がある（同規則第 15 条）。

また、2016 年 12 月 13 日から、食品の栄養表示として、100 グラムまたは 100 ミリリットル当たりのエネルギー量、脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類¹³、たんぱく質、塩分の含有量を表示する義務がある（同規則第 30 条、第 32 条）。なお、単一の原材料または原材料カテゴリーから成る未加工食品等は、栄養表示義務の対象外（同規則第 16 条）となっており、精米については栄養表示義務はない。

【参考】

消費者への食品情報提供に関する欧州議会・理事会規則（EU）No 1169/2011

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1455873530137&uri=CELEX:32011R1169>

¹³ 本規則による「糖類」は、単糖類および二糖類を指している（欧州議会・理事会規則 1169/2011（EU）の ANNEXI）。

(8) 税制

①関税

EUは域外共通関税制度の下で、域外からの輸入品に対して一律の関税率を設定している。関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則(EEC) No 2658/87は、共通関税を設定するために合同関税品目分類表(CN)と呼ばれる物品の分類表を設定している。

ただし、EUは、欧州共同体関税法典の実施のための規定を定める委員会規則(EEC) No 2454/93に基づき、輸入関税割り当て制度を実施しており、品目と輸入量に応じて関税率が変更されるため、EUの関税検索サイトTARIC Consultationで、随時確認する必要がある。

②付加価値税

EUへの輸入には、輸入関税に加え、各国が独自に定める付加価値税(VAT)や物品税が課される。これらの税率は、国によって異なるため最終消費国ごとに確認する必要がある。なお、VATに関する共通システムについては理事会指令2006/112/ECに規定されている。

【参考】

関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会実施規則(EEC) No 2658/87
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31987R2658>

TARIC Consultation

http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Lang=en

欧州委員会「EUのコメ関連制度」

http://ec.europa.eu/agriculture/cereals/factsheet-rice_en.pdf

米国・英国における日本産米の流通構造・消費実態調査

2016年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載